

広島県総合グラウンド 指定管理者募集要項

令和7年7月18日

広島県地域政策局スポーツ推進課

広島県総合グラウンド 指定管理者募集要項

【 目 次 】

<広島県総合グラウンド指定管理者募集要項>

1	施設の概要	1
2	申請資格	1
3	公募に関するスケジュール等	2
4	申請の際に提出する書類の内容	3
5	審査基準等	4
6	指定管理者が行う業務の範囲及び内容	6
7	県が支払う委託料の額（管理費用基準額）	6
8	利用料金収入等	6
9	指定期間	6
10	協定に関する事項	6
11	その他の重要事項	7

<別添>

1	個人情報取扱特記事項	11
2	情報セキュリティに関する特記事項	13

<広島県総合グラウンド指定管理者業務の仕様書（別紙1）>

第1	管理運営に関する基準	16
1	基本的な考え方	16
2	開場時間及び休場日	16
3	組織体制	16
第2	利用受付等に関する業務の基準	17
1	利用調整等	17
2	利用受付、利用許可等	17
3	データ収集・整理	18
第3	施設・設備の維持管理に関する業務の基準	18
1	電気・機械設備の保守点検業務	18
2	電光掲示盤、野球場スコアボード等の保守点検業務	18
3	清掃業務	19
4	樹木剪定業務	19
5	警備業務	19
6	芝生等の管理業務	19
7	物品の管理業務	20
8	施設の修繕業務	20
第4	利用促進、利用者増への取組業務の基準	20

1	スポーツ教室、スポーツイベント等の自主事業の実施	20
2	広報業務	20
3	利用者アンケートの実施	20
第5	県等との連絡調整業務の基準	20
1	県との連絡調整会議の開催等	20
2	事業報告・業務報告に関する事項	20
3	業務点検に関する事項	21
4	施設・設備の状況報告	21
5	目的外使用の許可申請等	21
6	指定管理業務の引継ぎ	21
7	関係規程の作成	21
8	スポーツ会館との連携	22
第6	その他の業務の基準	22
1	建築基準法に基づく建築物の法定点検等の実施	22
2	自動販売機の管理	22
3	損害賠償保険等の加入	22
4	リース機器の引継ぎ	22
5	必要な備品の確保	22
6	光熱水費等（令和7年度末）の支払い	23
7	場内歩行者等の安全確保	23
8	公認陸上競技場の維持管理	23
9	災害発生時等の対応	23
10	ネーミングライツ導入への対応	23
11	その他	23
○	広島県総合グラウンド保守点検仕様書（別紙1附表）	24

＜付属資料＞

1	広島県総合グラウンド建物一覧（別紙2）	31
2	広島県総合グラウンド施設平面図等（別紙3）	33
3	施設別の利用料金一覧表（別紙4）	39
4	県有備品一覧表（別紙5）	43
5	現在の指定管理者所有備品一覧表（別紙6）	45

＜参考資料＞

1	広島県総合グラウンド利用状況（参考資料1）	46
2	広島県総合グラウンドの施設別収入実績（参考資料2）	50
3	広島県総合グラウンド修繕等実施一覧表（参考資料3）	51

<様式>

1	指定管理者指定申請書（様式第1号）	58
2	広島県総合グラント事業計画書（様式第2号）	59
3	共同企業体協定書（例）（様式第3号）	72
4	申立書（様式第4号）	76
5	誓約書（様式第5号）	77
6	質問票（様式第6号）	78
7	電子データの保存等に関する申出書（別添2別記様式）	79

この募集要項において、関係諸規程の表記を次のとおりとする。

「広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」	⇒以下「手続条例」という。
「広島県総合グラント設置及び管理条例」	⇒以下「設管条例」という。
「広島県総合グラント管理規則」	⇒以下「管理規則」という。
「広島県総合グラント管理規則の施行に必要な様式の定め」	⇒以下「管理運営規則様式」という。
「広島県行政手続条例」	⇒以下「行政手続条例」という。
「広島県情報公開条例」	⇒以下「情報公開条例」という。

広島県総合グランド指定管理者募集要項

広島県総合グランド（以下「総合グランド」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

1 施設の概要

- (1) 名 称 広島県総合グランド（愛称：Balcom BMW 広島総合グランド）
 (2) 所 在 地 広島市西区観音新町二丁目 11-124
 (3) 設置目的 スポーツの普及発展と県民の体位の向上を図るために設置
 (4) 施設内容

ア 敷地面積 105,897.07 m²

イ 主要施設の内容

施 設 名	面 積	収容人員	施 設 概 要
メインスタジアム (愛称：Balcom BMW Stadium)	27,419 m ²	15,409 人 ・メインスタンド 4,965 人 ・バックスタンド 4,438 人 ・サイドスタンド 6,006 人	第2種公認陸上競技場（400mトラック、全天候舗装8コース） （令和7年度中に改修工事実施予定） 国際サッカー大会対応天然芝フィールド（106m×71m）、 メインスタンド（鉄筋コンクリート造 2,506.97 m ² ）、 バックスタンド（鉄筋コンクリート造 1,714.39 m ² ）、 渡り廊下（鉄筋コンクリート造 29.01 m ² ）、 メインゲートスロープ（鉄筋コンクリート造 82.35 m ² ）、 夜間照明：8基（平均1,500ルクス）、 電光掲示盤（縦10.2m×横22.8m）、 会議室4室、記録室、医務室・ドーピング室、 選手更衣室4室（トイレ・シャワー室含む）、 審判控室2室（トイレ・シャワー室含む）、選手召集室、 多目的ルーム2室、応接室2室、電光掲示盤操作室、 放送司令室、写真判定室、トレーニング室
補助競技場	12,089 m ²	—	第4種ライト公認陸上競技場 （300mトラック、クレア舗装）
野球場 (愛称：Balcom BMW Baseball Stadium)	20,077 m ²	13,250 人 ・内野席 4,250 人 ・外野席 9,000 人	両翼92m、中堅113m、 本部席棟（鉄筋コンクリート造 1,278.97 m ² ）、 スコアボード（重量鉄骨造 68.90 m ² ）、 砂置場棟（鉄筋コンクリート造 12.00 m ² ）、 広告設備（内野席前部・外野席前部）、 選手ベンチ、審判・放送司令室、来賓室、記者室、本部室、役 員室、会議室、選手控室2室、シャワー室2室、医務室
ラグビー場 (愛称：Balcom BMW Rugby Stadium)	12,505 m ²	1,100 人	天然芝フィールド（142.8m×77m） スタンド（鉄筋コンクリート造 802.25 m ² ）、 選手更衣室2室（トイレ・シャワー室含む）、 審判控室1室（トイレ・シャワー室含む）、 会議室
運動場 (多目的広場)	5,600 m ²	—	バックネット付設

(注) 1 主要施設の詳細は、建物一覧【別紙2】、施設平面図等【別紙3】を参照すること。

2 総合グランドの敷地内には、県有施設以外に（公財）広島県教育事業団所有の広島県スポーツ会館が存在するが、この施設は指定管理者による管理施設には含まない。

2 申請資格

- (1) 法人等の団体であること。（法人格の有無は問わない。）

※ 法人格を持たない団体の例

- ・ 町内会等の権利能力なき社団
- ・ 民法第667条に規定された、2以上の事業者が出資をして共同事業を営む旨の契約によって成立した組合（共同企業体）

- (2) 法人等又はその代表者が、次に該当しないこと。（共同企業体の形態をとる場合には、構成員全てが該当しないこと。）

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 物品調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要領及び建設業者等指名除外要綱の規定により、本県において指名除外措置を受けている者
 - オ 当該法人等の責めに帰すべき事由により、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから5年を経過しない者
 - カ 本県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - キ 広島県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体（以下「暴力団等」という。）
- (3) 広島県内に本店若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有すること。
- (4) 施設の管理に当たって資格、免許等が必要な場合は、その資格等を有すること（外部に委託する場合は委託先が資格及び免許等を有していること。）。
- (5) 複数の法人等で構成したグループ（共同企業体、事業協同組合等）が申請する場合は、次の条件を踏まえること。
- ア グループにおける構成員は、同時に単独で申請することができない。
 - イ 同時に複数のグループの構成員となることはできない。
 - ※ 事業協同組合における構成員とは、担当組合員

3 公募に関するスケジュール等

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和7年7月18日（金）から令和7年9月22日（月）まで
ただし、土・日、祝日は除く。

イ 配布時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 配布場所

広島県地域政策局スポーツ推進課 スポーツ企画グループ

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁南館2階
電 話 082-513-2641（ダイヤルイン）
FAX 082-221-8000
E-mail chisuposuishin@pref.hiroshima.lg.jp

エ 郵送を希望する場合

返信先を記載したゆうパックの着払い伝票を貼付した角2マチ付き封筒を配布場所宛に送付し請求すること。なお、その際は、連絡先を記載した書類（郵便番号、所在地、団体名、担当者名、電話番号）を同封すること。

オ ホームページへの掲載

募集要項及び指定管理業務の基準については、県のHPに掲載する（ダウンロード可）。
広島県のHP⇒ (<http://www.pref.hiroshima.lg.jp>)

(2) 現地説明会の実施

ア 日 時 令和7年8月7日（木）午前10時から正午まで

イ 場 所 広島県総合グランド（メインスタジアム会議室）に集合

ウ 内 容 募集要項等の説明及び施設見学

エ 参加人数 各団体2名までとする。

オ 手 続 説明会に出席する団体は、7月31日（木）までにスポーツ推進課へ電話又は電子メールで次の事項を連絡すること。
・団体名、参加者氏名、電話番号、メールアドレス

(3) 募集に関する質問

ア 受付期間

令和7年7月18日（金）から令和7年8月22日（金）まで

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 受付方法

質問表【様式第6号】に記入の上、電子メールにより上記(1)のウの宛先に送信すること。

エ 回答方法

質問に対する回答は、原則として電子メールにより速やかに行うとともに県ホームページに随時掲載する。

(4) 申請書類の受付等

ア 受付期間

令和7年9月8日（月）から令和7年9月22日（月）まで
ただし、土・日、祝日は除く。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 受付場所

募集要項の配布場所と同じ。

エ 提出方法

受付場所に持参又は郵送すること。郵送の場合は、令和7年9月22日（月）午後5時15分必着とする。

なお、提出後は、字句の誤りなど軽微な変更を除き、記入内容を変更することはできない。

(5) プレゼンテーションの実施等

広島県総合グラウンドの指定管理者選定のための委員会（以下「選定委員会」という。）を開催し、申請書の内容についてプレゼンテーションを実施する。

また、プレゼンテーション後に、事務局ヒアリングを別途実施することがある。開催日時、場所、実施方法等については、申請者に別途通知する。

(6) 選定結果の通知及び公表

選定委員会において、本要項5の審査基準に基づき審査を行い、指定管理者候補者及び次点候補者を決定する。選定委員会の審査結果については、申請者の名称、得点及び総評等を令和7年11月下旬に申請者全員に通知するとともに、県ホームページ等により公表する。

(7) 指定管理者の指定及び協定書の締結

選定された指定管理者の候補者については、広島県議会における指定管理者の指定の議決後に、県と指定管理者が協定を締結する。

4 申請の際に提出する書類の内容

次の(1)から(3)までの書類を正本1部、副本9部とCDデータ1部を提出すること。

なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本工業規格A列4とし、ファイル等に綴じて提出すること。

(1) 指定管理者指定申請書【様式第1号】

(2) 事業計画書【様式第2号】

(3) 手続規則第3条第2項の添付書類(共同企業体の形態をとる場合には構成員全てについて提出すること。)

ア 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

イ 法人等であることを証する書類

【書類の例】

区 分	法人等であることを証する書類
法人の場合	登記簿の謄本など
地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合	地方自治法第260条の2第12項の証明書など
その他の非法人の場合	団体の規約、構成員名簿など 共同企業体の場合は、共同企業体協定書

- ※ 「共同企業体協定書」【様式第3号】へは、共同企業体の目的及び名称並びに構成員の名称、所在地、業務分担及び出資割合などの他、構成員の変動（交替、脱退及び加入）についての項目（県及び構成員の承認が必要である旨）が記載されていること。
- ウ 申請書を提出する日の属する前事業年度の事業報告書及び前事業年度から3箇年の計算書類等、経営の状況を明らかにする書類
- ※ 新たに設立される法人等については、申請書を提出する日の属する事業年度に係るもののみで足りる。
- エ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- オ 法人等又はその代表者が申請資格を持たない者（2の（2））に該当しないことを証する書類（申請資格を持たない者に該当しない旨の申立書【様式第4号】）
- 【書類の例】
- ・ 法律行為を行う能力の確認（非法人の場合）については、代表者の身分証明書など
 - ・ その他の事由の確認については、代表者からの申立書、県税の滞納（未納）がないことを証する書類など
- カ 暴力団排除及び社会保険等の加入等に係る誓約書【様式第5号】
- キ 指定を受けようとする公の施設と同種又は類似の施設の管理運営実績を証する書類
- 次の内容が記載されたものとする。
- ※ 同種又は類似の施設の管理運営実績のない法人等の場合は、特に提出がなくても可とする。
- 【実績を証する書類の内容の例】
- ・ 同種又は類似の施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模（面積や建物の概要等）、施設の年間集客数等
 - ・ 同種又は類似の施設の管理運営体制、管理運営業務の期間
 - ・ 同種又は類似の施設の管理運営経費等が明確に分かる収支決算書等
- ク 障害者の雇用状況を確認できる書類
- 【証する書類】
- | 区 分 | 障害者の雇用状況を証する書類 |
|--------------------------|---|
| 障害者の雇用義務のある者 | 公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し |
| 障害者の雇用義務のない者で障害者を雇用している者 | 障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可）
① 本人の身体者障害者手帳又は療育手帳等
② 本人の健康保険証 等 |
- ケ 電子データの保存等の状況を確認できる書類
- 管理業務の遂行に当たって、個人情報データを電子データで取り扱う場合は、電子データの保存等の状況を確認できる書類【別添2「情報セキュリティに関する特記事項」の別記様式】
- ※指定管理者が第三者に業務を委託する場合（当該業務に係る個人情報を電子データで取り扱う場合に限り。）で、申請時に委託予定先が決定している場合は、委託の相手方からも提出させること。
- コ 施設を管理するに当たって資格、免許等（電気主任技術者資格等）が必要な場合の当該資格等の有無を証する書類

5 審査基準等

指定管理者の候補の選定は、手続条例第3条の規定による基準に基づき、選定委員会において審査方法を定め、総合点数方式により採点の上、指定管理者の候補者を選定する。

なお、審査基準ごとの審査の観点及び配点ウェイトは、次のとおり。

広島県のビジョン、第3期広島県スポーツ推進計画に基づき、スポーツを核とした一人一人が健康で豊かな地域づくりに取り組んでいることから、審査項目の「利用者サービスの向上・確保」及び「利用促進、新たなイベント提案」を重点項目として、配点ウェイトを高く設定している。

●安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshimavision/index.html>

●第3期広島県スポーツ推進計画：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/257/suishinkeikaku3.html>

指定管理者の候補者選定に係る審査基準

審 査 基 準	審 査 の 観 点	配点
1 利用者サービスの向上・確保	ア 開場日、利用時間などは、利用者のニーズに的確に応えたものか イ 施設及び附属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ウ 利用者等からの要望等へ迅速かつ丁寧に対応ができるか エ 利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制等を含む） オ 個人情報の取扱いが適切に行える見込みか	20
2 利用促進、新たなイベント提案	ア 利用状況等の目標設定は適当かつ現実的か イ 稼働率の向上に向けて、利用促進策、利用者増への取組がなされているか ウ 広報活動等に係る内容（計画）は適当か エ 施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか オ 広島県のビジョン、第3期広島県スポーツ推進計画等、県施策への協力等に係る考え方はどうか カ 特定の者等に有利な利用とならないか	20
3 維持管理水準の妥当性	ア 設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか イ 警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか ウ 施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか	15
4 申請者の経営状況・信頼性	ア 責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか イ 職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か ウ 有資格者、経験者の配置状況は適切か エ 業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度はどうか オ 再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か カ 不測の事態への対応（保険等）はどうか キ 財務状況は健全か ク 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成しているか	15
5 申請者の取組姿勢	ア 施設の目的・公共性の理解度はどうか イ 地域や関係団体等との連携体制が取れるか ウ 事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか	10
6 申請提案額	$\text{①最低提案金額} \div \text{②申請者の提案金額} \times 10$ （※ 少数点第1位まで求める。少数第2位切捨て） （指定管理期間の全体額（5年間分を合算）） なお、申請者の提案額が、管理費用基準額を上回る場合は失格	10
7 申請提案額の実現性	ア 申請提案額と事業計画は整合しているか イ 経費の効率化の方策の内容はどうか ウ 収益増への取組内容はどうか	10
計		100

6 指定管理者が行う業務の範囲及び内容

指定管理者が実施する業務の基準は、次のとおりとする。

詳細は、別紙1「広島県総合グラウンド指定管理者業務の仕様書」のとおり。

- (1) 管理運営に関する基準
基本的な考え方、開場時間及び休場日、組織体制
- (2) 利用受付等に関する業務の基準
利用調整等、利用受付・利用許可等、データ収集・整理
- (3) 施設・設備の維持管理に関する業務の基準
電気・機械設備の保守点検、電光掲示盤・野球場スコアボード等の保守点検、清掃、樹木剪定、警備、芝生等の管理、物品の管理、施設の修繕
- (4) 利用促進、利用者増への取組業務の基準
スポーツ教室・スポーツイベント等の自主事業の実施、広報、利用者アンケートの実施
- (5) 県等との連絡調整業務の基準
県との連絡調整会議の開催等、事業報告書等の提出、業務点検に関する事項、施設・設備の状況報告、目的外使用の許可申請等、指定管理業務の引継ぎ、関係規程の作成、スポーツ会館との連携
- (6) その他の業務の基準
建築基準法に基づく建築物の法定点検の実施、自動販売機の管理、損害賠償保険等の加入、リース機器の引継ぎ、必要な備品の確保、光熱水費等の支払い、場内歩行者等の安全確保、公認陸上競技場の維持管理、災害発生時等の対応、ネーミングライツ導入への対応、その他

7 県が支払う委託料の額（管理費用基準額）

581,115千円 【令和8年度から令和12年度までの5年間】（消費税及び地方消費税を含む。）

- (1) 指定期間中に県が支払う管理経費（委託料）の額は、上記の額を上限とし、事故及び自然災害など特別な場合を除き、提案時に示された額の増額変更は認めない。
- (2) 消費税率及び地方消費税率の改定があった場合、委託料に増減を反映させることとする。
- (3) アマチュアスポーツ以外の有料興行が開催される場合には、開催により増加した利用料収入額の範囲内で県の委託料を減額することとし、その額については、県と指定管理者が協議し決定する。
- (4) 県が支払う管理経費の額は、会計年度（4月～3月）ごとに分けて毎月支払うこととし、具体的な支払日は指定管理者の意向を踏まえて県が決定する。

8 利用料金収入等

- (1) 利用料金収入
総合グラウンドは、地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制を採用しているため、施設・設備の利用料金収入は、指定管理者の収入となる。
- (2) その他収入
指定管理者は、当該施設を利用したスポーツ教室等の開催（自主事業）による参加費や場内の自動販売機の販売手数料収入を得ることができる。
【参考】令和6年度販売手数料：3,070,557円（自動販売機11台）

9 指定期間

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

10 協定に関する事項

選定委員会で選定された候補者について、県議会の議決を得た後、指定管理者として指定を行う。

指定後は、管理に係る細目の事項、県が支払うべき管理費用の額等を最終的に定めるため、協定書を締結する。

この場合、指定管理期間を通じての基本的な事項を定めた「包括協定」及び年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結する。

- (1) 包括協定
 - ア 管理業務に関する基本的事項
 - イ 開場時間・休場日に関する事項

- ウ 利用許可、利用料金の収受に関する事項
 - エ 県が支払うべき管理費用に関する事項
 - オ 年間事業報告、作業実施報告書に関する事項
 - カ リスクの分担に関する事項
 - キ 物品の管理に関する事項
 - ク 情報公開、個人情報の保護に関する事項
 - ケ 県の実地調査、経理・書類の整備に関する事項
 - コ 指定の取消し、管理業務の停止に関する事項
 - サ 職員数等の事前承認
 - シ その他
- (2) 年度別協定
- ア 当該年度に県が支払うべき管理費用に関する事項
 - イ その他

11 その他の重要事項

- (1) 応募費用等
- ア 応募に要する費用は、申請者の負担とする。
 - イ 応募数は1団体につき1点とする。
 - ウ 著作権の帰属
事業計画等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとする。なお、提出された書類は返却しない。
 - エ 提出書類の公表
県は、申請者の提出書類を、選定及び落選の如何に関わらず広島県情報公開条例に基づき、開示できるものとする。
- (2) 責任分担の考え方
- 次の「リスク負担区分一覧表」のとおり。

リスク負担区分一覧表

リスクの種類			リ ス ク の 内 容		負担者		備考
					県	指定管理者	
共通事項	不可抗力によるリスク		県又は指定管理者の行為とは無関係に外部から生じる現象で、通常の予防では防止し得ないもの（戦争、テロ、風水害、地震等）	施設等の復旧	○		
				応急措置 施設等の復旧が完了するまでの管理業務の実施への影響（休業等）		○	
	制 度 関 連 リスク	法制度リスク	法制度の新設・変更に伴うもの	施設等の設置基準の変更により施設等の新設又は改築を要するもの 関係条例等の整備	○		
				管理基準の変更による管理コストの増加	○	△	注1
				上記以外		○	
		許認可取得リスク	上記に伴う新たな許認可等の取得	施設等の設置に係るもの	○		
				上記以外		○	
		税制度リスク	税制度の変更に伴うもの	指定管理者制度、設管条例に影響を及ぼすもの（消費税等）	△	○	注2
	法人に影響を及ぼすもの（法人税、固定資産税等）				○		
	社 会 リスク	住民対応リスク	想定外の住民運動、訴訟、要望等	施設等の設置に係るもの	○		
				上記以外	△	○	注2
		環境問題リスク	想定外の周辺地域への環境問題（水量減、水質悪化、騒音、臭気等）	施設等の設置に係るもの	○		
				上記以外	△	○	注2
		個人情報の漏えいにかかるリスク	個人情報の漏えい	県の責めによるもの	○		
				指定管理者の責めによるもの		○	
	上記リスクに伴う管理業務の中断・中止リスク		県の責めによるもの（県の債務不履行、施設廃止等） 指定管理者の責めによるもの（事業放棄・破綻等）	○			
				○			
維持管理業務	運営開始遅延リスク		管理業務開始の遅延	規程整備、債務負担措置等の遅延に伴うもの	○		
				運転資金確保、開業準備等の遅延に伴うもの		○	
	支払遅延・不能リスク		県の管理費用の支払遅延・不能等に伴うもの	○			
	計画変更リスク	管理業務の内容変更	県による新たな施設整備に係るもの	○			
			上記以外		○		
	施設瑕疵リスク		施設等の設置瑕疵に伴うもの	○			
	維持管理水準リスク		提供サービス水準の維持		○		
	維持管理コストリスク	維持管理コストの増大・減少	県の責めによる業務内容の変更に伴うもの	○			
			上記以外（物価・金利の変動等）		○		
	施設等損傷リスク		事故・火災等によるもの（県の責めによるものを除く） 劣化によるもの（電球交換等）	△	○	注4	
				○			
	物品更新リスク	物品の更新	県の設置した備品	○	△	注5	
			県の設置した消耗品		○		
			上記以外		○		
	修繕費リスク		大規模修繕	○	△	注6	
			小規模修繕		○		
	休業リスク		県が実施する施設改修等に伴う損失補償（休業補償）	○			
その他業務	来場者リスク		来場者、利用者とのトラブル等		○		
			暴力的不法行為を行う恐れのある組織に該当する場合	△	○	注7	
	事故リスク	来場者の交通事故、食中毒等の事故	県の施設等の設置瑕疵に係るもの	○			
			上記以外		○		
	盗難紛失リスク		料金、物品の盗難、紛失等		○	注8	
	営業リスク		営業に伴うトラブル、事故等		○		
イベントリスク		イベントの実施に伴うトラブル、事故等		○			

- 注) 1 基本的には県が負担するが、指定管理者の管理業務の簡易な見直しで対応できる場合は、指定管理者が行うものとする。
2 基本的には指定管理者が対応するが、特段の必要が認められる場合においては、県及び指定管理者が協議して決定するものとする。
3 設管条例第10条の規定による減免については、県が別途補填する。（国民スポーツ大会中国ブロック大会体育大会を除く。）
4 基本的には指定管理者が対応するが、建物の火災保険の加入、費用負担は県が行う。
5 1件10万円以下については、指定管理者が行うこととし、これを超えるものについては、県が行うものとする。
なお、1件とは同一機能、同一種類による最小単位の数量をいう。
6 基本的には県の負担とするが、指定管理者による修繕も認める。大規模修繕は費用が概ね1件100万円を超えるものとし、大規模修繕に該当するか否かは県が決定するものとする。なお、1件とは同一機能、同一種類による最小単位の数量をいう。
7 該当案件が発生した場合には、指定管理者は県に報告し、県の指示を受けて対応するものとする。
8 指定管理者は、損害賠償等の保険の加入の対策を行うこと。

- (3) 損害賠償保険の加入
指定管理者は、総合グラウンド利用者の事故等に対応するため、保険に加入すること。
- (4) 法令等で定められた定期点検
指定管理者は、総合グラウンドの管理運営にあたり、消防用設備、建築物等の法令上必要とされる定期点検を行うこと。
- (5) 不正行為の取扱い
提出書類に虚偽の記載があった場合、その他応募に当たり不正な行為があった場合は、審査の対象から除外する。
- (6) 協定締結前の取り扱い
指定管理者の候補者が協定締結までに次の事項に該当するに至ったときは、選定を取消し、協定を締結しないことがある。
ア 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。
イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (7) 協定締結前の準備
指定管理者の候補者は、自己の責任及び負担において、令和8年4月1日から円滑に総合グラウンドの管理運営に係る業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えなければならない。
なお、施設の管理業務の引継ぎが必要な場合は、指定管理者指定後、随時行うこと。
- (8) 指定の取消し又は管理業務の停止
県が行う業務の改善勧告に従わない場合や、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、県は指定の取消し又は管理業務の停止を命じることができる（指定管理者が事業協同組合である場合には、当該事業協同組合に対する処分以外に、組合員に対しても同様の処分を行うことができる。また、当該処分の責めを負うべき組合員が属する他の事業協同組合及び組合員についても同様とする。）。
指定管理者の指定取消後、次点候補者を指定管理者候補者として協定締結の協議を行う場合がある。
- (9) 損害賠償
指定の取消し又は管理業務の停止により県に生じた損害は、指定管理者が賠償する。ただし不可抗力等、県及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合は、別途協議するものとする。
- (10) 第三者委託
指定管理者は、管理運営に係る業務を一括して更に第三者へ委託することはできないが、清掃、警備といった個別の具体的業務を第三者へ委託することは可能とする。
- (11) 備品の帰属
指定管理者が、県の設置した備品（10万円以上）を更新する場合には、県の所有に属する。
- (12) 課税に関する留意事項
原則、指定管理者は、消費税、法人税、県民法人税、県民事業税及び事業所税等の納税義務を負うこととなるため、納税に関することは、管轄の税務署等の関係機関に確認すること。
- (13) 行政手続条例の適用
指定管理者は、行政手続条例第2条第2号の「処分」を行う行政庁に該当するため、総合グラウンドの利用許可等の手続きについては、同条例の規定に基づいて行う。
- (14) 個人情報保護に関する法律の適用
ア 個人情報の取扱い
(ア) 管理業務の遂行に当たっては、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）第66条第2項第2号の適用を受け、行政機関等と同様の安全管理措置を講じること。また、次の特記事項を遵守すること。
① 個人情報取扱特記事項
② 情報セキュリティに関する特記事項
※ ②は管理業務に係る個人情報を電子データ（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）で取り扱う場合に限る。
(イ) 保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、保護法第176条及び第180条の規定に基づき、処罰される場合がある。
(ウ) 個人番号利用事務を委託する場合には、上記に加え行政手続における特定の個人を識別するため

の番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定を遵守すること。また、番号法に違反した場合には、番号法第 48 条又は第 49 条の規定に基づき、処罰される場合がある。

イ 個人情報の漏えい等が生じた場合の対応

管理業務に関し、個人情報の漏えい等個人情報の安全の確保に係る事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（委託等の相手方により当該事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合を含む。）には、直ちに県へ報告するとともに、指定管理者自らが個人情報保護委員会へ直接報告すること。

(15) 情報公開条例の適用

指定管理者は、情報公開条例の適用を受け、情報公開の努力義務を負う。

(16) 指定期間の見直し

県の事情等により、「9 指定期間」の変更の可能性が生じた場合は、県と指定管理者双方が誠意をもって対応を協議する。

(17) 協定書に疑義が生じた場合、又は協定に定めのない事項が生じた場合については、県と指定管理者は誠意をもって協議するものとする。

(18) 法令等遵守に関する事項

指定管理者は、総合グラウンドの管理運営にあたり、次の法令等を遵守すること。

- ・ 地方自治法
- ・ 地方自治法施行令
- ・ 広島県公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例
- ・ 広島県公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例施行規則
- ・ 労働基準法ほか労働関係法令及び社会保険関係法令
- ・ 広島県総合グラウンド設置及び管理条例
- ・ 広島県総合グラウンド管理規則
- ・ 広島県総合グラウンド管理規則の施行に必要な様式の定め
- ・ 広島県総合グラウンドにおける陸上競技用具及び電気設備の利用料金の範囲
- ・ 広島県暴力団排除条例

別添 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この協定による管理業務（以下「管理業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、管理業務を行うために個人情報を取得するときは、当該管理業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、管理業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第6 乙は、管理業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、管理業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの協定に定める実施場所その他甲が定める場所の外に持ち出してはならない。

(複写・複製の禁止)

第8 乙は、甲の承諾があるときを除き、管理業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(委託等に当たっての留意事項)

第9 乙は、甲の書面による承諾を得て管理業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。以下「委託等」という。）する場合には、委託等の相手方に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(委託等に係る連帯責任)

第10 乙は、委託等の相手方の行為について、委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(委託等の相手方に対する管理及び監督)

第11 乙は、委託等をする場合には、委託する管理業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12 乙は、管理業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが取得した個人情報が記録された資料等について、管理業務完了後、甲の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。

(取扱状況の報告及び調査)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙又は委託等の相手方に対して、管理業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(漏えい等の発生時における報告)

第14 乙は、管理業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）を知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(協定解除)

第15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この協定を解除することができる。

(損害賠償)

第16 管理業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

別添 2

情報セキュリティに関する特記事項

(総則)

第1 この特記事項は、この特約が添付される協定（以下「本協定」という。）と一体をなすものとし、乙はこの協定による管理業務（以下「管理業務」という。）を行うに当たっては、この「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(基本的事項)

第2 乙は、管理業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び受託者向け情報セキュリティ遵守事項に基づき、情報を適正に取り扱わなければならない。

(機密の保持等)

第3 機密の保持等については、次のとおりとする。

- 1 乙は、本協定に係る管理業務の遂行に当たって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく管理業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本協定の終了後においても同様とする。
- 2 乙は、本協定に係る管理業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。
- 3 乙は、本協定に係る管理業務の遂行に当たって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（電子メールの送信を含む。）、又は管理業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっては、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。
- 4 乙は、本協定に際して、管理業務の遂行において取り扱う電子データの保存先等を別記様式により届け出るとともに、クラウド等のオンラインストレージを使用している場合には、利用協定先の情報を甲に申し出なければならない。また、内容に変更が生じた場合には、乙は甲に対して速やかに報告をするものとする。

(従事者への教育)

第4 乙は、本協定に係る管理業務の遂行に当たって、本協定に係る管理業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(委託等に当たっての留意事項)

第5 乙は、甲の書面による承諾を得て管理業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。以下「委託等」という。）する場合には、委託等の相手方にこの特記事項及び受託者向け情報セキュリティ遵守事項を遵守させなければならない。

(委託等に係る連帯責任)

第6 乙は、委託等の相手方の行為について、委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第7 乙が本協定による管理業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、管理業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(委託等の相手方からの回収)

第8 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て委託等の相手方に提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第9 報告等については、次のとおりとする。

- 1 甲は、必要があると認めるときは、乙又は委託等の相手方に対して、この特記事項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。
- 2 乙は、この特記事項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合（委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 乙は、この特記事項への違反の有無にかかわらず、本協定に係る管理業務で取り扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

（立ち入り検査）

第10 甲は、この特記事項の遵守状況の確認のため、乙又は委託先の事業者に対して立ち入り検査（甲による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証（ISO/IEC27001 等）の取得等の確認）を行うことができる。

（情報セキュリティインシデント発生時の公表）

第11 甲は、本協定に係る管理業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合（委託等の相手方により発生した場合を含む。）は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

（情報セキュリティの確保）

第12 甲は、本協定に係る乙の管理業務の遂行に当たって、前項までに定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

（協定解除）

第13 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この協定を解除することができる。

（損害賠償）

第14 乙は個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

受託者向け情報セキュリティ遵守事項

(総則)

第1 この情報セキュリティ遵守事項は、受託者が管理業務を行う際に情報セキュリティを遵守するための細則及び具体的な手順を定めたものである。

(セキュリティ事案発生時の連絡)

第2 甲が発注した管理業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は次の対応を行わなければならない。

- 1 甲の窓口連絡すること。
- 2 最初に事案を認識した時点から、60分以内に甲に連絡すること。

(ノートPCの持ち出しについて)

第3 ノートPCの持ち出しについては、次の事項を遵守すること。

- 1 持ち出すノートPCには、二要素認証方式を導入していること。
- 2 ノートPCの持ち出し前及び持ち帰り時は、責任者の承認を得ること。
- 3 ノートPCに入れる秘密情報は、データ暗号化による保護を実施すること。
- 4 秘密保持を保持したノートPCを保持したまま、酒席の参加は厳禁とする。
- 5 ノートPCには、必要な情報のみ保存すること。
- 6 ノートPC内の情報は決められたサーバ等に保存し、持ち帰り時は残さず削除すること。

(書類含む情報の持ち出しについて)

第4 書類を含む情報の持ち出しについては、次の事項を遵守すること。

- 1 秘密情報を持ち出す際は、事前に責任者の許可を得ること。
- 2 持ち出し目的の管理業務に不要な情報は持ち出さないこと。
- 3 持ち出した情報を、置き忘れたり、紛失しないこと。
- 4 秘密情報を所持したまま、酒席の参加は厳禁とする。

(管理業務用携帯電話・スマートフォンの利用について)

第5 管理業務用携帯電話・スマートフォンの利用については、次の事項を遵守すること。

- 1 セキュリティロック（端末ロック等）を常時設定すること。
- 2 紛失時に端末を遠隔でロックできる機能（遠隔ロック等）を設定すること。
- 3 ネックストラップやフォルダー等を適切に利用し、紛失防止対策を実施すること。
- 4 発着信履歴及び送受信メール等は、都度削除すること。
- 5 電話帳に個人を特定できるフルネームで登録しないこと。
- 6 カメラ画像については、事前に撮影や取り扱いの確認の上、サーバ等への保存後は速やかに削除すること。

(電子メールの送信について)

第6 電子メールの送信については、次の事項を遵守すること。

- 1 宛先、メール本文、添付ファイルの中身について、送信前に確認すること。
- 2 添付ファイルがある場合、暗号化又はパスワード付き圧縮形式にして保護すること。そのパスワードは同じメールに記載せず、別途連絡すること。
- 3 匿名で登録・利用できるメールサービスやファイル交換サービスなど、相手先を確実に特定できないツールを利用した情報の送受信を行わないこと。

(オンラインサービスへの登録禁止)

第7 インターネット上で提供されている地図情報、ワープロ、表計算、スケジュール管理、オンラインブックマーク、データ共有等のサービスへの秘密情報の登録、保持を行わないこと。

【禁止例】

- ・顧客住所を Google マップ（地図サービス）へ登録
- ・設定ファイルや構成図等の Evernote/GoogleDocs/Skydrive への保存
- ・現場写真を Flickr（写真データ共有）に保存
- ・イントラネット内の URL 等をはてなブックマーク（オンラインブックマーク）に登録

広島県総合グランド指定管理者業務の仕様書

広島県総合グランド（以下「総合グランド」という。）の指定管理者が行う業務等の基準は、この仕様書による。

第 1 管理運営に関する基準

1 基本的な考え方

- (1) 設管条例及び管理規則等の規定に従い、適切な管理運営を行うこと。
- (2) 特定の個人や団体及びグループに対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。
- (3) 利用者や地域住民の意見・要望を出来るだけ管理運営に反映させること。

2 開場時間及び休場日（設管条例第 5 条、第 6 条）

区 分	内 容	(参考) 現行
開場時間	- 午前 7 時から午後 6 時までとする。ただし、メインスタジアムを使用する場合には、午後 9 時まで延長することができる。 - 特に必要があるときは、あらかじめ県の承認を得て、開場時間を変更することができる。	4 月～10 月 午前 7 時～午後 9 時 30 分 11 月～3 月 午前 7 時～午後 6 時 30 分
休場日	- 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、当該休日以降の直近の休日でない日） 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日 - 特に必要があるときは、あらかじめ県の承認を得て、総合グランドの全部若しくは一部を臨時に休場し、総合グランドの全部又は一部を臨時に開場することができる。	休場日（令和 7 年度） 6/2(月)、10/6(月)、 12/1(月)、12/30(火)～ 1/2(金)、2/2(月)、3/2(月)

3 組織体制

総合グランドの管理運営に支障のないよう必要な職員を配置するものとし、指定管理業務の開始当初（令和 8 年度）や繁忙期においては、必要に応じて増員すること。

(1) 責任者

ア 総括責任者を 1 名、総括副責任者を 1 名以上配置することとし、開場時間内は、総括責任者又は総括副責任者が、1 名以上常駐すること。

イ 総括責任者、総括副責任者以外に、施設の維持・修繕業務の責任者を配置すること。

(2) 職員の選任

ア 職員は、その業務内容に応じ必要な知識及び技能を有する者を選任すること。

イ 業務実施にあたり、法令等により資格を必要とする場合には、有資格者を選任すること。

（参考）現行（令和 7 年 4 月 1 日現在）の職員配置状況

区分	勤務日数	職員配置数
総括責任者	常勤	1 名
総括副責任者	常勤	3 名
受付・窓口業務担当	常勤・非常勤	5 名
施設維持管理総括担当	常勤	1 名
清掃業務担当	常勤	2 名
	非常勤	1 名
電気・機械設備担当	常勤	3 名
警備担当	常勤	2 名
植栽維持管理担当	常勤	2 名
芝維持管理担当	常勤	2 名
合計		22 名

(3) 内部管理

ア 職員の服務管理

- ・管理運営の開始に当たり、労働基準法の規定に基づく届出のほか、管理形態に応じて必要な労働関係の各種届出を管轄機関に行うこと。
- ・労働関係法令を遵守し、職員に対する使用者責任を果たすとともに、接遇研修など必要な研修を実施すること。

イ 業務履行の確認

- ・日常業務の実施に当たっては、業務ごとに業務日誌（実施状況、破損・事故状況、利用者からの苦情・要望等を記載）を作成し、総括責任者が履行確認を行うこと。
- ・保守点検業務の実施に当たっては、点検記録簿を作成し、総括責任者が履行確認を行うこと。

第2 利用受付等に関する業務の基準

1 利用調整等

(1) 年間利用調整

- ア 次年度分（令和9年度以降）の年間利用調整については、過去の大会実績を踏まえて、前年度の12月末までに利用希望調査を行い、利用調整後、1月末までに利用希望団体に内定（※）を通知すること。

※本内定は、あくまでも専用利用の予約決定であり、利用申込の受付期間到来後には、利用申込書を提出させ、利用許可を行うものとする。

- イ 利用調整に当たっては、原則、次の大会を優先し調整を行うこと。

- ・アマチュアスポーツの大規模大会
- ・県又は公益団体が主催する大会、行事
- ・トップスポーツチームの公式試合等

※ 国際大会や全国大会などの大規模スポーツ大会等は、会場の早期確保の必要があることから、県が必要と認められるものについては、この限りではない。

(2) 指定管理期間外の取扱い

- ア 指定管理者の変更により、利用者が不利益を被らないようにすること。

- イ 令和8年4月1日以前において、現行の指定管理者が行った利用受付（早期内定を含む予約決定、利用申込書の収受）については、引き継ぐこと。

- ウ 令和13年4月1日以降の予約についても、利用の促進に努め、誠実に利用受付を行うこと。ただし、この場合には、利用許可はしないこと。（次期の指定管理者が利用許可を行い利用料金を徴収するため。）

2 利用受付、利用許可等

(1) 職員の配置

開場時間中は、利用受付、利用許可ができる職員及び施設・設備、備品の取扱指導ができる職員を1名以上常駐させること。

(2) 利用許可

- ア 施設・設備を利用しようとする者から利用申込書の提出があった場合には、利用許可を行い、利用許可書を申込者に交付すること。

- イ 指定管理者は、利用許可をする場合には、管理上必要な限度において条件を付することができる。

(3) 利用許可の対象施設等

- ア 利用許可の対象となる施設・設備

施設別の利用料金一覧表【別紙4】のとおり。

- イ 施設・設備の利用料金

施設別の利用料金一覧表【別紙4】のとおり。設管条例の別表に規定する利用料金の範囲内において、指定管理者が県の承認を得て定めるものとする。

(4) 利用申込書の受付期間

利用申込書の受付期間は、専用利用の場合には、原則、利用期日の4か月前から1週間前まで

とし、個人利用の場合には、利用当日までとすること。

(5) 予約受付

専用利用の予約受付は、大規模スポーツ大会等の年間利用調整後に行うこととし、個人利用の場合には、予約受付をしないこと。また、予約受付の方法は、窓口での受付のほか、電話、ファクシミリ等による方法も可能とすること。

利用者の利便性向上のため、ひろしま公共施設予約システム（※）などを活用して、インターネット上での予約受付及び空き状況の公開に努めること。

※「ひろしま公共予約システム」とは、インターネットを利用して行う県、広島市等の公共施設の予約システム

(6) 利用料金の徴収等

ア 利用料金の徴収

- ・利用許可をする場合には、利用料金を徴収すること。
- ・利用料金収入は、施設の利用に供する年度の会計に属するものとする。

イ 利用料金の減免

設管条例第 10 条に規定する減免の要件に該当する場合には、利用料金を減免すること。

なお、設管条例第 10 条の規定に基づく減免については、別途、県が利用料金の補填を行うものとする。

ただし、令和 9 年度に開催予定の「国民スポーツ大会中国ブロック大会」（1 週間程度）の施設の利用料金については、免除することとし、県による利用料金の補填はしないものとする。

ウ 利用料金の返還

設管条例第 9 条第 3 項に規定する要件に該当し、施設・設備の利用ができない場合には、利用料金の全部又は一部を返還すること。

(7) 利用許可の制限等

設管条例、管理規則に基づき、次の利用許可制限等に関する業務を行うこと。

ア 設管条例第 8 条に規定する利用の不許可

イ 設管条例第 12 条に規定する利用許可の全部又は一部の取消し、利用方法の制限又は利用停止

ウ 管理規則第 10 条に規定する退去命令

(8) 原状回復の検査

設管条例第 15 条の規定により、利用者に対して、施設・設備の利用を終了した時には、直ちに利用場所を原状に復するよう指示するとともに、その確認検査をすること。

3 データ収集・整理

利用許可書に記載する施設区分別の利用料金収入、利用者数、観客数、施設の稼働率等については、日計表等によりデータを収集・整理するとともに、電子データで保存すること。

なお、主要なデータは、別途県が指示する第 5 の 2 の（2）「月間業務報告書」により、毎月報告すること。

第 3 施設・設備の維持管理に関する業務の基準

1 電気・機械設備の保守点検業務

(1) 電気・機械設備の適正な維持管理を行うため、関係法令等を遵守し、定期点検、保守を行うこと。

また、必要に応じ臨時の点検を行うこと。

(2) 業務は、電気主任技術者資格取得者が保安監督責任を果たしながら、適切に遂行すること。

(3) 点検記録簿を作成し、総括責任者が履行を確認すること。

(4) 作業項目は、次のとおり。

①電気設備の保守点検、②消防用設備の保守点検、③空調設備の保守点検

④放送設備の保守点検、⑤電話交換機設備の保守点検

詳細は、保守点検仕様書【別紙 1 附表】の「1 電気・機械設備の保守点検業務」によること。

2 電光掲示盤、野球場スコアボード等の保守点検業務

(1) 電光掲示盤（※故障中）、野球場スコアボード等が正常に機能を発揮するよう定期点検、保守を行うこと。

また、必要に応じ臨時の点検を行うこと。

- (2) 各種大会等により電光掲示盤、野球場スコアボード等を使用する場合には、前日に現場で動作試験等を行い、異常がないことを確認するとともに、故障が見つかった場合には、直ちに修繕を行うこと。
- (3) 大会当日は、担当職員を常駐させ、緊急時に対応できる体制を確保すること。
- (4) 点検記録簿を作成し、総括責任者が履行を確認すること。
- (5) 作業項目は、次のとおり。

- ①電光掲示盤の保守点検
- ②電光掲示盤用高圧変電設備の保守点検
- ③競技用コンピューター及びランニングタイマーの保守点検
- ④陸上競技用電子機器の保守点検
- ⑤野球場スコアボードの保守点検

詳細は、保守点検仕様書【別紙1 附表】の「2 電光掲示盤、野球場スコアボード等の保守点検業務」によること。

3 清掃業務

- (1) 利用者に対して、清潔で快適な環境を提供するため、定期的に清掃を行うこと。
また、業務の実施に当たっては、利用の妨げとならないように注意するとともに、施設の利用前後等、必要に応じ臨時の清掃を行うこと。
- (2) 利用者に対しては、利用箇所の清掃、片付け（便所、通路等を除く。）、ゴミ収集を指導すること。
- (3) 業務日誌を作成し、総括責任者が履行を確認すること。
- (4) 作業項目等は、次のとおりとする。

- ①メインスタジアムの清掃、②野球場の清掃、③ラグビー場の清掃、④補助競技場の清掃
- ⑤運動場の清掃、⑥場内通路の清掃、⑦緑地帯の清掃、⑧外周の清掃
- ⑨側溝の清掃、⑩自動販売機の設置場所の清掃、⑪ゴミ収集・運搬、場外搬出処理

詳細は、保守点検仕様書【別紙1 附表】の「3 清掃業務」によること。

4 樹木剪定業務

- (1) 利用者に対して、清潔で快適な環境を提供するため、定期的に樹木剪定を行うこと。
また、業務の実施に当たっては、利用の妨げとならないように注意するとともに、必要に応じ臨時の樹木剪定を行うこと。
- (2) 業務日誌を作成し、総括責任者が履行を確認すること。
- (3) 作業項目等は、次のとおりとする。

- ①高木の剪定（常緑樹・落葉樹）、②中・低木の剪定、③病虫害駆除、④施肥、
- ⑤樹木支柱の修繕

詳細は、保守点検仕様書【別紙1 附表】の「4 樹木剪定業務」によること。

5 警備業務

- (1) 開場時間外は警備員を1名以上常駐させること。
- (2) 火災・盗難の予防、不法侵入等の不法行為防止を図るため、場内各施設の巡視等を行うこと。
- (3) 業務日誌を作成し、総括責任者が履行を確認すること。

詳細は、保守点検仕様書【別紙1 附表】の「5 警備業務」によること。

6 芝生等の管理業務

- (1) 大会等の競技運営に支障がなく、利用者が施設を快適に利用できるよう、芝生を適正に管理すること。また、必要に応じ臨時の管理作業を行うこと。
- (2) 農薬を扱う場合には、農薬適正使用アドバイザーの資格取得者が行うこと。
- (3) 業務日誌を作成し、総括責任者が履行を確認すること。

詳細は、保守点検仕様書【別紙1 附表】の「6 芝生等の管理業務」によること。

7 物品の管理業務

- (1) 県の所有する物品については、善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (2) 備品（10 万円以上の物品）については、その一覧表を備え、常に数量、使用場所、使用状況等を把握すること。また、ラベルの貼付等の方法により、指定管理者所有の備品との区別をすること。
- (3) 指定管理者が管理する備品は、県有備品一覧表【別紙 5】のとおりとする。
※ただし、業務開始までの間に増減することがある。
- (4) メインスタジアム及び補助競技場において、公認陸上競技場の機能維持のため、陸上公認に関する細則第 20 条に定める必備用具等については、その一覧表を備え、数量、使用場所、使用状況等を把握し、不足や故障が生じた場合には、随時更新し、常に規則に適合した状態を維持すること。
- (5) 物品の更新について、1 件 10 万円以下の物品については、指定管理者の負担により更新することとし、それを超えるものについては、原則県が行う。

8 施設の修繕業務

- (1) 総合グラウンドの現機能を維持するために、施設等（建物・施設・設備・用具）の随時の修繕について、1 件 100 万円以下の小規模修繕については、指定管理者の負担により行うこととし、これを超えるものについては、原則として県が行う。
なお、修繕内容により、県が施設の利用停止を指示する場合がある。
- (2) 指定管理者の負担により行う修繕に係る経費については、収支計画書【様式第 2 号の 3】において、年度ごとの計画修繕額を設定し、毎年度、修繕の執行見込額が計画修繕額に満たない場合は、修繕計画の変更又は指定管理料の返還等の協議を行うこと。
- (3) 修繕を実施した場合は、次の修繕方法や修繕時期を検討するためのデータとして蓄積するため、別に定める修繕内容一覧表に記入する。
なお、修繕内容一覧表に記入する際には、併せて修繕箇所の写真を残すように努める。
また、修繕内容一覧表の写し、計画書及び写真等については、第 5 の 2 の（2）で規定する事業報告書の提出と併せて、県に提出する。

第 4 利用促進、利用者増への取組業務の基準

1 スポーツ教室、スポーツイベント等の自主事業の実施

本県のスポーツ振興及び総合グラウンドの利用促進に資すると認められるスポーツ教室、スポーツイベント等の自主事業の実施に努めること。

2 広報業務

- (1) ホームページの作成・管理、施設案内用リーフレットの作成、利用料金表の作成等により、積極的な広報に努めること。
- (2) 行事予定については、ホームページや行事案内板等の活用により、利用者へ周知すること。

3 利用者アンケートの実施

- (1) 利用者のニーズや満足度等を把握するため、毎年度、利用者アンケートを実施すること。
- (2) アンケート項目については、県と事前に調整し、決定すること。

第 5 県等との連絡調整業務の基準

1 県との連絡調整会議の開催等

- (1) 県との連携を図るため、定期的に連絡調整会議を開催すること。
- (2) 管理運営の重要な事項については、速やかに県に書面で報告し、指示を受けること。
- (3) 管理運営に関して、県から情報収集、資料提出の要請があった場合には速やかに対応すること。

2 事業報告・業務報告に関する事項

- (1) 事業報告書（手続条例第 4 条）

毎年度終了後 60 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を県に提出すること。

- ①管理業務の実施状況及び利用者の利用状況
- ②利用に係る料金の収入実績
- ③管理に係る経費の収支状況
- ④管理業務の実施に関し改善すべき事項がある場合には、その内容
- ⑤その他県が定める事項

(2) 月間業務報告書

毎月の実施状況をまとめた月間業務報告書（維持管理業務、広報、自主事業等を記載）を作り、翌月 10 日までに県に提出し、業務履行の確認を受けること。

(3) 年間業務計画書

前年度の 2 月末日までに、次年度の年間業務計画書（維持管理業務、広報、自主事業等を記載）を作成し、県の承認を得ること。

(4) その他

県は、手続条例第 5 条の規定により、指定管理者に対し、定期又は臨時に、管理業務に係る業務内容及び経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

3 業務点検に関する事項

県は、施設の適正な管理運営の確保とサービス水準の維持向上に取り組むため、「指定管理者制度導入施設に対する業務点検ガイドライン」に基づき、モニタリングを実施することとしている。指定管理者は、事業報告書・業務報告書の作成および報告、利用者満足度調査の実施、要求・要望等への対応を通じ、主体的な業務改善に取り組むとともに、毎年度管理運営に関する自己評価を実施し、県に報告することとする。

4 施設・設備の状況報告

- (1) 施設・設備の状況を常に把握し、原則として毎年 1 回、県からの別途指示（9 月頃）により、修繕が必要な施設等（建物・施設・設備・備品・用具）、修繕内容、経費、優先順位等を整理し、県に報告すること。
- (2) 修繕箇所を特定するため、県から要求があった場合には、C A D 等を用いて既存図面に修繕箇所を明示し、速やかに県に提出すること。

5 目的外使用の許可申請等

臨時売店設置による行政財産の目的外使用の許可申請等、県の権限に属する申請、問い合わせがあった場合には、県と連携し対応すること。

6 指定管理業務の引継ぎ

(1) 誠実な引継ぎの実施

管理業務の引継ぎが必要な場合は、指定管理者の変更により、利用者サービスが低下することのないよう、新たな指定管理者に対して、誠実に引継ぎを行うこと。

(2) 引継書の作成

引継ぎに当たっては、県の指示に従い、あらかじめ、施設等及び県有物品の現況や管理業務を実施する上での重要事項を記載した引継書を作成すること。

7 関係規程の作成

次の関係規定について、令和 7 年度末までに、指定管理者において定め、県に報告することとし、作成にあたっては、事前に県と協議すること。

- ・ 利用許可基準、利用許可手続（設管条例第 7 条）
- ・ 利用料金収受の事務処理要領
- ・ 管理業務に係る経理の規程
- ・ 情報公開、個人情報保護、事故・災害対応及びその他管理運営に必要な規程

8 スポーツ会館との連携

総合グラウンド敷地内にあるスポーツ会館と協力・連携し、利用者サービスの向上を図ること。

第6 その他の業務の基準

1 建築基準法に基づく建築物の法定点検等の実施

総合グラウンドの管理運営に必要となる法定点検、報告等を、必要な資格を有する職員等により適切に実施すること。

2 自動販売機の管理

自動販売機の設置にあたっては、県から自動販売機設置の目的外使用許可を受け、別途、県が算定する目的外使用料及び電気使用料を県に納めること。

自動販売機の販売手数料は、指定管理者の収入とすることができる。

【参考】現行指定管理者設置自動販売機 11 台

令和 6 年度の目的外使用料：99,510 円、電気使用料：696,322 円

令和 6 年度販売手数料：3,070,557 円

3 損害賠償保険等の加入

利用者の事故等に対応するため、原則として次の保険に加入すること。

(1) 保険の内容

ア 施設管理者賠償責任保険（賠償金の補償）

施設・設備の不備及び管理上の瑕疵があった場合、体育施設側の指導上の過失により他人に損害を与えた場合に、体育施設の管理者が負担する損害を補償するもの。

イ スポーツ災害補償保険（見舞金の補償）

利用者がアマチュアスポーツの練習、競技、指導中に急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被り、死亡、後遺障害の発生、入院による治療をした場合に体育施設の管理者が負担する見舞金を補償するもの。

(2) 補償内容

補償内容			補償額	対象施設
賠償金	対人賠償		1 億円（1 名）、3 億円（1 事故）	通常使用できる総合グラウンド内の全ての施設
	対物賠償		1 億円（1 事故）	
見舞金	被害者	死亡	120 万円（1 人）	
		後遺障害	3.6～120 万円（1 人）	
		入院（日額）	2,500 円（1 人）	

（参考）令和 6 年度保険料支払額：1,227,882 円

4 リース機器の引継ぎ

現在の指定管理者が使用しているリース機器のうち、令和 8 年 4 月以降にリース期間が終了する機器について、引き継ぐこと。

機器	機器の概要	設置場所	年額（円）	リース期間	引継ぎの必要
複合機	1 台	事務室	65,604	R3.4.1～R8.3.31	なし

5 必要な備品の確保

管理運営に当たって必要な備品は、指定管理者が確保すること。なお、現在の指定管理者が所有する備品は、「現在の指定管理者所有備品一覧表」【別紙 6】のとおり。

6 光熱水費等（令和7年度末）の支払い

令和7年度末の光熱水費等は、次のとおり支払うこと。

区分		使用期間	支払者		備考
			現行の 指定管理者	新たな 指定管理者	
電気料金	スタジアム等	令和8年3月	○		
	野球場	令和8年3月中旬～4月中旬		○	
	自動販売機	令和8年3月	○		広島県への支払い
水道料金		令和8年2月中旬～4月中旬		○	
ガス料金		令和8年3月		○	
電話料金		令和8年3月	○		

7 場内歩行者等の安全確保

大規模なスポーツ大会等の開催により、場内に多数の車両が進入、駐車することが予想される場合には、場内歩行者等の安全や緊急車両の通行を確保するため、大会関係者と事前に調整し、場外駐車場の確保や進入車両の制限等を指導すること。

8 公認陸上競技場の維持管理

(1) 公認陸上競技場の機能維持

メインスタジアム及び補助競技場において、公認陸上競技場としての機能維持を基本とし、各競技場の公認相当の公式競技大会が開催可能なよう維持管理を行うこと。

(2) 公認陸上競技場の更新手続き補助

メインスタジアム及び補助競技場の日本陸上競技連盟による公認（継続）検定の実施にあたり、当日の作業補助及び事前の準備（縁石調整等）を行うこと。なお、公認陸上競技場認定申請書の提出、公認料及び検定員派遣費用の負担は、県が行う。

【参考】 ・メインスタジアム：第2種競技場、令和2年10月26日～令和7年10月25日
（令和7年10月26日～令和12年10月25日 第2種競技場として公認継続予定）
・補助競技場：第4種ライト競技場、令和6年4月29日～令和11年4月28日

9 災害発生時等の対応

広島県総合グラウンドは、広島市が指定する災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所（災害種別：地震・大規模火災）であるため、災害等の発生時には、指定管理者は、広島市等と連携し、適切な対応を取ること。

10 ネーミングライツ導入への対応

広島県総合グラウンドは、ネーミングライツを導入することとしており、県がネーミングライツパートナーと契約を締結した際には、その契約に基づき、ホームページ、施設案内用リーフレット、広報チラシ等の媒体に愛称を使用するなど必要な協力を行うこと。

なお、看板の変更に係る経費については、ネーミングライツパートナーが負担する。

※現ネーミングライツパートナー：株式会社バルコム（契約期間：令和6年10月1日～令和9年9月30日）

11 その他

この仕様書に定めがなくても、総合グラウンドの管理運営に必要な業務は、実施すること。

別紙 1 附表

広島県総合グランド保守点検仕様書

1 電気・機械設備の保守点検業務

- 電気・機械設備の適正な維持管理を行うため、関係法令等を遵守し、定期点検、保守を行うこと。
また、必要に応じ臨時の点検を行うこと。
- 業務は、電気主任技術者資格取得者が保安監督責任を果たしながら、適切に遂行すること。
- 点検記録簿を作成し、総括責任者が履行を確認すること。
- 作業項目等は、次のとおりとする。

作 業 項 目			作 業 内 容	回 数
電気・機械 設備の保守 点検	高圧・低圧等の電 気設備の保守点 検	電気設備一般	外部一般点検（破損、異音、異臭、油漏等）	日 3 回
			絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、端子締付点検	年 1 回
		遮断器、開閉器	外部精密点検・清掃、動作試験	年 1 回
			内部精密点検、絶縁油耐圧試験、絶縁油点検	随時
		変圧器	外部精密点検・清掃	年 1 回
			内部精密点検、絶縁油耐圧試験、絶縁油点検	随時
		継電器、警報器	外部一般点検（破損、異音、異臭、油漏等）	月 1 回
			動作試験・調整	年 1 回
		計器、計器用変 成器	外部一般点検(破損、異音、異臭、油漏等)	週 1 回
			外部精密点検・清掃	年 1 回
		コンデンサ	外部精密点検・清掃	年 1 回
		電線路、配線	外部精密点検・清掃	年 1 回
		負荷設備	外部精密点検・清掃	年 1 回
		非常用予備発電 装置（充電装置 及び電池関係）	外部一般点検（破損、異音、異臭、油漏等）	月 1 回
			外部精密点検・清掃	年 1 回
			停電時の切替（起動及び停止）	随時
		照明器具	点灯点検、球切れ電球の取替（夜間照明設備を 含む）	随時
		電気時計	時刻調整	随時
		避雷設備	取付・破損状態点検	随時
		その他電気設備	整備点検、機能試験	随時
	消防用設備の保 守点検	消防用設備	機器点検（消防法規程）	年 2 回
			総合点検（消防法規程）	年 1 回
	空調設備の保守 点検	吸収式冷温水機 （野球場）	設置状況点検、各部温度測定、電装品点検・調 整、バーナ燃料状況点検、本体真空度実測、クー リングタワー水清掃	年 2 回
			フィルター清掃	随時
			排気口清掃	随時
			巡回点検、運転状況の監視	随時
		各種空調設備 （メインスタジアム）	設置状況点検、各部温度測定、電装品点検・調 整	年 2 回
			フィルター清掃	随時
			排気口清掃	随時
			巡回点検、運転状況の監視	随時
	放送設備の保守点検		整備点検、機能試験	随時
			大会等における設営・調整・撤収	随時
	電話交換機設備の保守点検		整備点検、機能試験	随時

2 電光掲示盤、野球場スコアボード等の保守点検業務

- 電光掲示盤、野球場スコアボード等が正常に機能を発揮するよう定期点検、保守を行うこと。
また、必要に応じ臨時の点検を行うこと。
- 各種大会等により電光掲示盤、野球場スコアボード等を使用する場合には、前日に現場で動作試験等を行い、異常がないことを確認するとともに、故障が見つかった場合には、直ちに修繕を行うこと。
- 大会当日は、担当職員を常駐させ、緊急時に対応できる体制を確保すること。
- 点検記録簿を作成し、総括責任者が履行を確認すること。
- 作業項目等は、次のとおりとする。

作 業 項 目		作 業 内 容	回 数
電光掲示盤の 保守点検 (メインスタジアム) ※更新予定。更新後は新機材に対応すること	電光表示器 (1 式)	点灯確認、表示部コネクタ接続確認、表示部本体点検	年 2 回
	主制御装置 (1 台)	外観点検、内部点検、電源電圧の測定、接続端子部確認、機器清掃	年 2 回
	表示制御装置 (4 台)、直流電源装置 (1 台)	外観点検、内部点検、電源電圧の測定、接続端子部確認、機器清掃	年 2 回
	得点操作盤 (1 台)	外観点検、接続端子部確認、機能試験、機器清掃	年 2 回
	その他附帯設備 (1 式)	外観点検、内部点検、接続端子部確認、機器清掃、動作試験	年 2 回
電光掲示盤用 高圧変電設備 の保守点検	高圧変電盤 (1 式)、その他附帯設備 (分電盤) (1 式)	外観点検、内部点検、電源電圧の測定、接続端子部確認	年 1 回
競技用コンピューター 及びランニングタイマー の保守点検 (メインスタジアム)	競技用コンピューター (1 式)	外観点検、接続ケーブル・コネクタ確認、表示点検、通信試験、接続機器とオンライン試験、ウィルスチェック	年 1 回
	ランニングタイマー (1 式)	点灯確認、表示部コネクタ接続確認、表示部外観点検、内部点検、電源電圧の測定、接続端子部確認、機器清掃、システム動作部確認	年 1 回
	45 分計 (1 式)、塔時計 (1 式)	外観点検、内部点検、電源電圧の測定、接続端子部確認、機器清掃	年 1 回
	45 分計操作盤 (1 式)、ランニングタイマー操作盤 (1 式)	外観点検、内部点検、機能試験、機器清掃	年 1 回
	その他附帯設備 (1 式)	外観点検、内部点検、接続端子部確認、機器清掃	年 1 回
陸上競技用電子機器の保守 点検 ※ルール等の更新があった 際は随時対応すること	RGB フィニッシュコーダー (MF700V) (1 台)	外観点検、接続ケーブル・コネクタ確認、掲示試験、機能試験、オンライン試験、埋設配線確認	年 1 回
	RGB フィニッシュコーダー (MF1000V) (1 台)	外観点検、接続ケーブル・コネクタ確認、掲示試験、機能試験、オンライン試験、埋設配線確認	年 1 回
	全自動フラッシュピストル (MS377) (2 丁) トリプルシグナル (NMS477B) (1 丁)	外観点検、接続ケーブル・コネクタ確認、機能試験、信号出力試験、埋設配線確認、機器清掃	年 1 回
	電子音スタート発信装置 (NMS451B) (1 式)	外観点検、接続ケーブル・コネクタ確認、機能試験、信号出力試験、機器清掃、音量確認	年 1 回
	連発式スタート発信装置 (MS410) (1 式)	外観点検、接続ケーブル・コネクタ確認、機能試験、信号出力試験、機器清掃	年 1 回
	スタート信号ドラム及びケーブル関係 (MF152) (1 式)	外観点検、接続ケーブル・コネクタ確認、機能試験、信号出力試験、導通確認	年 1 回
	フィニッシュタイマーⅢ (MS301)、レーンナンバー表示盤 (MS302) (1 式)	外観点検、接続ケーブル・コネクタ確認、表示点検、機能試験	年 1 回
	光波距離測定装置 スタンダード TS03 (NMS112E) (1 台)	外観点検、接続ケーブル・コネクタ確認、機能試験、オンライン試験、表示点検	年 1 回
	超音波風速計 (NMS200) (3 台)	外観点検、接続ケーブル・コネクタ確認、機能試験、工場オーバーホール点検	年 1 回
	ブレスト (MF104A) (5 台)	外観点検、通話点検、接続ケーブル・コネクタ確認、埋設配線確認、表示点検、オンライン試験、機能試験	年 1 回
	フィルト電光掲示盤 (MS132) (1 台)	外観点検、接続ケーブル・コネクタ確認、表示点検、オンライン試験	年 1 回
	ハットマイク (G5131) (10 台)	外観点検、機能試験	年 1 回

作 業 項 目	作 業 内 容	回 数
野球場スコアボードの保守点検	<スコアボード表示部> (LED表示ユニット) 得点部フリーボード 1 式、選手名フリーボード 1 式、スコアボード受信架 1 面、給電盤 1 面、分岐盤 3 面	年 1 回
	夜間減光センサー 1 台	年 1 回
	<SBO 表示盤>1 面 (B・S・O・H・E・fc) サブスコアボード	年 1 回
	<制御盤装置> 表示制御架 1 式、電源リモートボックス 1 台	年 1 回
	<操作部> 得点操作盤 1 台、選手名入力装置 1 台、公式記録操作盤 1 台、無停電電源装置 (750VA) 1 台	年 1 回
	サイン 1 台	年 1 回

3 清掃業務

- 利用者に対して、清潔で快適な環境を提供するため、定期的に清掃を行うこと。
また、業務の実施に当たっては、利用の妨げとならないように注意するとともに、施設の利用前後等、必要に応じ臨時の清掃を行うこと。
- 利用者に対しては、利用箇所の清掃、片付け（便所、通路等を除く。）、ゴミ収集を指導すること。
- 業務日誌を作成し、総括責任者が履行を確認すること。
- 作業項目等は、次のとおりとする。

作 業 項 目		作 業 内 容		回 数
清 掃	メインスタジアム	スタンドの清掃		随時
		各部屋の清掃	事務室、更衣室、シャワー室	毎日
			上記以外の部屋	週 3 回
		便所、出入口、通路等の清掃		毎日
		窓ガラスの清掃		月 2 回
		サイドスタンドの草刈り		年 4 回
		サイドスタンドの草抜き		随時
	野球場	スタンドの清掃		随時
		各部屋の清掃	更衣室、シャワー室	毎日
			上記以外の部屋	随時
		便所、出入口、通路等の清掃		毎日
		窓ガラスの清掃		月 2 回
		外野スタンドの草刈り		年 4 回
		外野スタンド、法面の草抜き		随時
	ラグビー場	スタンドの清掃		随時
		各部屋の清掃	更衣室、シャワー室	毎日
			上記以外の部屋	随時
		便所、出入口、通路等の清掃		毎日
		窓ガラスの清掃		月 2 回
	補助競技場	ゴミ拾い掃き		随時
		場内の草刈り、草抜き		年 12 回
		グラウンド整備		随時
	運動場	ゴミ拾い掃き		随時
		場内の草刈り、草抜き		年 7 回
		グラウンド整備		随時
	場内通路	ゴミ拾い掃き		毎日
	緑地帯	ゴミ拾い掃き		毎日
草刈り		年 6 回		
草抜き		随時		
外周	ゴミ拾い掃き、草抜き		週 1 回	
側溝	詰まり等の除去		年 1 回	
自動販売機の設置場所	ゴミ拾い掃き、空き缶等の収集・処分		随時	
ゴミ収集・運搬、場外搬出処理			毎日	

4 樹木剪定業務

- 利用者に対して、清潔で快適な環境を提供するため、定期的に樹木剪定を行うこと。
また、業務の実施に当たっては、利用の妨げとならないように注意するとともに、必要に応じ臨時の樹木剪定を行うこと。
- 業務日誌を作成し、総括責任者が履行を確認すること。
- 作業項目等は、次のとおりとする。

作 業 項 目			作 業 内 容	回 数
樹木剪定	高木の剪定	常 緑 樹	ヒマラヤ杉、カイヅカ（大）	2年に1回
			クロマツ	年1回（冬）
		落 葉 樹	その他の樹木	年1回（6～7月）
			タイワンフウ（大）	2年に1回
	中・低木の剪定		その他の樹木	年1回（秋～冬）
			花灌木	年1回（6月末まで）
			生垣	年1回（6月頃）
	病虫害駆除		その他（徒長枝を含む）	年2回
			病虫害予防の薬剤散布（1～2月頃）	年1回
	施肥		病虫害発生時（4～6月、9～10月頃）	随時
	樹木支柱の修繕		寒肥（遅効性肥料、1～2月）又はお礼肥（即効性肥料、6月）	年1回
			補修、取替、撤去（年1回秋までに総点検）	随時

5 警備業務

- 開場時間外は警備員1名以上を常駐させ、必要に応じ時間を延長すること。
- 火災・盗難の予防、不法侵入等の不法行為防止を図るため、場内各施設の巡視等を行うこと。
- 業務日誌を作成し、総括責任者が履行を確認すること。
- 作業項目等は、次のとおりとする。

作 業 項 目		作 業 内 容	回 数
警 備	警備員1名以上による常駐警備（開場時間外）	場内各施設・敷地内の巡視（非常口・扉の開閉状況、消灯、火気の確認）、不審者の排除	毎日
		出入口の開閉、緊急時の通報	毎日
		電話対応、郵便物の収受	毎日
		その他の関連業務	随時

6 芝生等の管理業務

- 大会等の競技運営に支障がなく、利用者が施設を快適に利用できるよう、芝生を適正に管理すること。
また、必要に応じ臨時の管理作業を行うこと。
- 農薬を扱う場合には、農薬適正使用アドバイザーの資格取得者が行うこと。
- 業務日誌を作成し、総括責任者が履行を確認すること。
- 作業項目等は、次のとおりとする。

項 目			作 業 内 容	回 数
芝生等の 管理	メインスタジアム (8,040 m ²)	利用制限期間	芝の養生期間として、50 日/年程度の利用制限期間の設定を可能とする。	—
		芝の種類	改良バミューダグラス（ティフトン）及びペレニアルライグラス	—
		通常管理	清掃、散水、大会前後の整備、ディボット直し	随時
		除草	草抜き	随時
		芝刈り	芝生刈り込み：15～30mm	年 100 回
		目土	目土搬入敷き均し	年 2 回
		施肥	化学肥料散布	年 10 回
		殺菌殺虫	殺菌殺虫剤散布	年 3 回
		エアレーション	根切り機によるエアレーション	年 2 回
		バーチカル	芝の茎の分断	年 2 回
		スーパー	サッチ(芝の刈りかす)等除去のためのフタ掛け	年 20 回
		全天候部水洗	水道ホースにて全天候部（11、200 m ² ）の水洗い	年 2 回
		側溝清掃	側溝の詰まり等の除去	年 1 回
		オーバーシーディング	ライグラス種子を播き均一に発育	年 1 回
	ラグビー場 (11,420 m ²)	利用制限期間	芝の養生期間として、50 日/年程度の利用制限期間の設定を可能とする。	—
		芝の種類	改良バミューダグラス（ティフトン）及びペレニアルライグラス	—
		通常管理	清掃、散水、大会前後の整備、ディボット直し	随時
		除草	草抜き	年 40 回
		芝刈り	芝生刈り込み：15～30mm	年 100 回
		目土	目土搬入敷き均し	年 2 回
		施肥	化学肥料散布	年 10 回
		殺菌殺虫	殺菌殺虫剤散布	年 3 回
		エアレーション	根切り機によるエアレーション	年 2 回
		バーチカル	芝の茎の分断	年 2 回
		スーパー	サッチ(芝の刈りかす)等除去のためのフタ掛け	年 20 回
		オーバーシーディング	ライグラス種子を播き均一に発育	年 1 回
	野球場 (7,160 m ²)	利用制限期間	芝の養生期間として、30 日/年程度の利用制限期間の設定を可能とする。	—
		芝の種類	改良バミューダグラス（ティフトン）	—
		通常管理	清掃、散水、大会前後の整備、ディボット直し	随時
		除草	草抜き	年 20 回
		芝刈り	芝生刈り込み：15～30mm	年 40 回
		目土	目土搬入敷き均し	年 2 回
		施肥	化学肥料散布	年 8 回
		殺菌殺虫	殺菌殺虫剤散布	年 2 回
		エアレーション	根切り機によるエアレーション	年 1 回
		バーチカル	芝の茎の分断	年 1 回
		スーパー	サッチ(芝の刈りかす)等除去のためのフタ掛け	年 10 回
		側溝清掃	側溝の詰まり等の除去	年 1 回
		段差の解消	内外野の境目の段差解消	年 2 回
		内野の通常管理	不陸整正、トンボ掛け	随時
		内野整備	表面を耕起し不陸整正を行い締め固め 耕起時ポジション位置及びバッターボックスの不透過層の 解消 グラントコンディション安定剤（塩）の散布	年 1 回
		セーフティーゾーン整備	不陸整正を行い締め固め 多孔質焼成土の補充	年 2 回 年 1 回

項 目			作 業 内 容	回 数
芝生等の 管理	補助競技場 (6,600 m ²)	利用制限期間	芝の養生期間は特に設定しない。	—
		芝の種類	改良バミューダグラス（ティフトン）	—
		通常管理	清掃、散水、ティボット直し	随時
		芝刈り	芝生刈り込み：15～30mm	年 30 回
		目土	目土搬入敷き均し	1 回/2 年
		施肥	化学肥料散布	年 8 回
		バーチカル	芝の茎の分断	年 1 回
	運動場 (1,400 m ²)	利用制限期間	芝の養生期間は特に設定しない。	—
		芝の種類	改良バミューダグラス（ティフトン）	—
		通常管理	清掃、散水、ティボット直し	随時
		芝刈り	芝生刈り込み：15～30mm	年 30 回
		目土	目土搬入敷き均し	1 回/2 年
		施肥	化学肥料散布	年 8 回

7 物品の管理業務

- 県の所有する物品については、善良な管理者の注意をもって管理すること。
- 備品（10 万円以上の物品）については、その一覧表を備え、常に数量、使用場所、使用状況等を把握すること。また、ラベルの貼付等の方法により、指定管理者所有の備品との区別をすること。
- 指定管理者が管理する備品は、県有備品一覧表【別紙 5】のとおりとする。
※ ただし、業務開始までの間に増減することがある。
- メインスタジアム及び補助競技場において、公認陸上競技場の機能維持のため、陸上公認に関する細則第 20 条に定める必備用具等については、その一覧表を備え、数量、使用場所、使用状況等を把握し、不足や故障が生じた場合には、随時更新し、常に規則に適合した状態を維持すること。
- 物品の更新について、1 件 10 万円以下の物品については、指定管理者の負担により更新することとし、それを超えるものについては、原則県が行う。

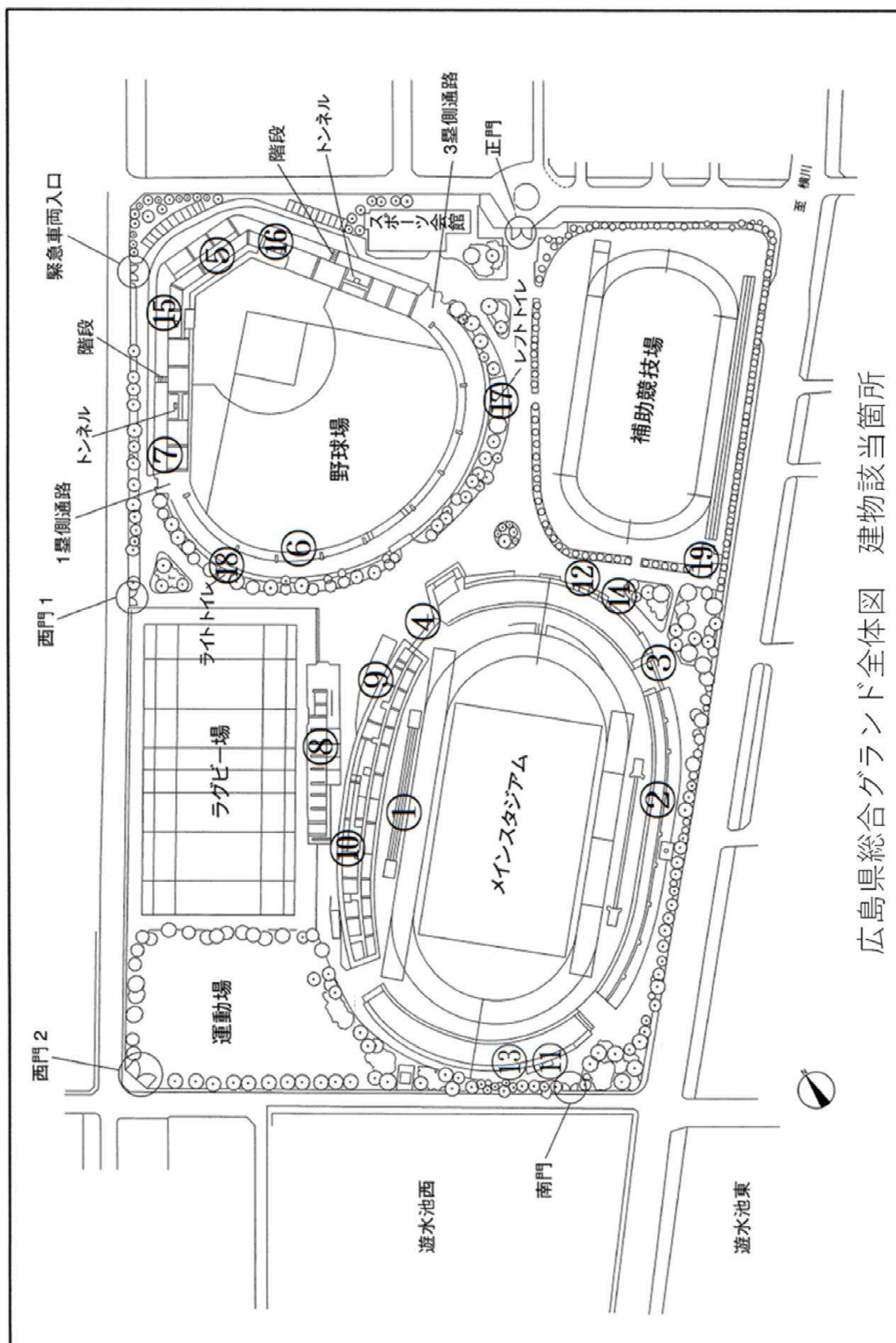
8 施設の修繕業務

- 総合グラウンドの現機能を維持するために、施設等（建物・施設・設備・用具）の随時の修繕について、1 件 100 万円以下の小規模修繕については、指定管理者の負担により行うこととし、これを超えるものについては、原則として県が行う。
- 指定管理者の負担により行う修繕に係る経費については、収支計画書【様式第 2 号の 3】において、年度ごとの計画修繕額を設定し、毎年度、修繕の執行見込額が計画修繕額に満たない場合は、修繕計画の変更又は指定管理料の返還等の協議を行うこと。
- 修繕を実施した場合は、次の修繕方法や修繕時期を検討するためのデータとして蓄積するため、別に定める修繕内容一覧表に記入する。
なお、修繕内容一覧表に記入する際には、併せて修繕箇所の写真を残すように努める。
また、修繕内容一覧表の写し、計画書及び写真等については、第 5 の 2 の（2）で規定する事業報告書の提出と併せて、県に提出する。

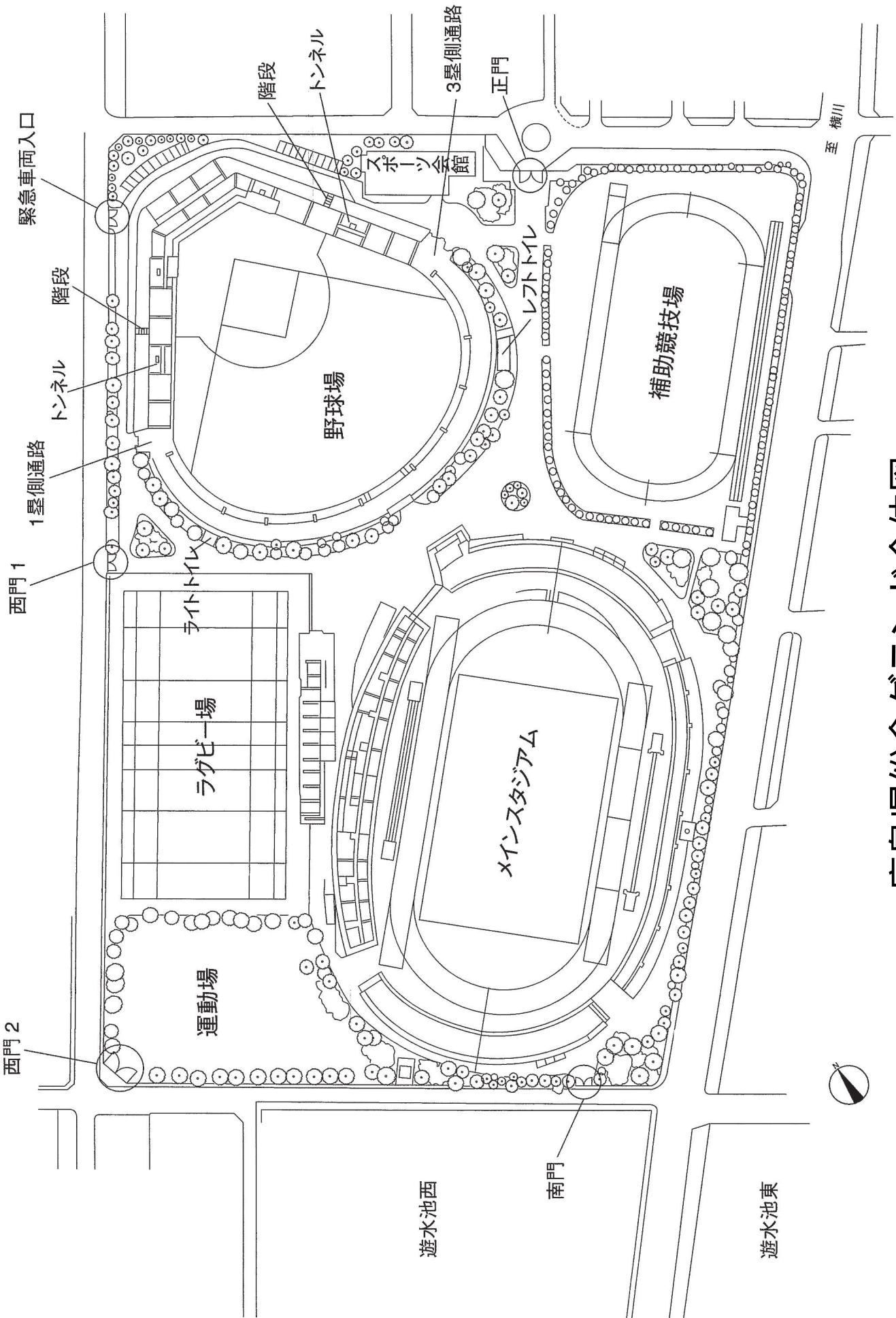
別紙 2

広島県総合グランド建物一覧

施設 番号	施設名	建築面積 (㎡)	延面積 (㎡)	構造	建築年月日	備考
①	メインスタジアム メインスタンド	1,657.99	2,506.97	鉄筋コンクリート	S41. 3. 31	
②	メインスタジアム バックスタンド	1,613.93	1,714.39	鉄筋コンクリート	H 4. 3. 31	
③	渡り廊下	29.01	29.01	鉄筋コンクリート	H 4. 3. 31	
④	メインゲートスロープ	82.35	82.35	鉄筋コンクリート	H 4. 3. 31	
⑤	野球場本部席棟	1,071.34	1,278.97	鉄筋コンクリート	S62. 3. 31	
⑥	野球場スコアボード棟	26.00	68.90	重量鉄骨造	S62. 3. 31	
⑦	野球場砂置場棟	12.00	12.00	鉄筋コンクリート	S62. 3. 31	
⑧	ラグビー場スタンド	581.31	802.25	鉄筋コンクリート	H 6. 4. 28	
⑨	電気室B切符売場	46.50	46.50	鉄筋コンクリート	S42. 3. 31	
⑩	ポンプ室	12.00	12.00	鉄筋コンクリート	S42. 3. 31	
⑪	男子便所	26.99	26.99	コンクリートブロック造	S42. 3. 31	
⑫	男子便所	26.99	26.99	コンクリートブロック造	S42. 3. 31	
⑬	女子便所	18.14	18.14	コンクリートブロック造	S42. 3. 31	
⑭	女子便所	18.14	18.14	コンクリートブロック造	S42. 3. 31	
⑮	便 所	24.00	24.00	コンクリートブロック造	S43. 3. 30	
⑯	便 所	24.00	24.00	コンクリートブロック造	S43. 3. 30	
⑰	便 所	13.50	13.50	コンクリートブロック造	S43. 3. 30	
⑱	便 所	13.50	13.50	コンクリートブロック造	S43. 3. 30	
⑲	倉 庫	82.31	82.31	重量鉄骨造	S57. 3. 31	
合 計		5,380.00	6,800.91			

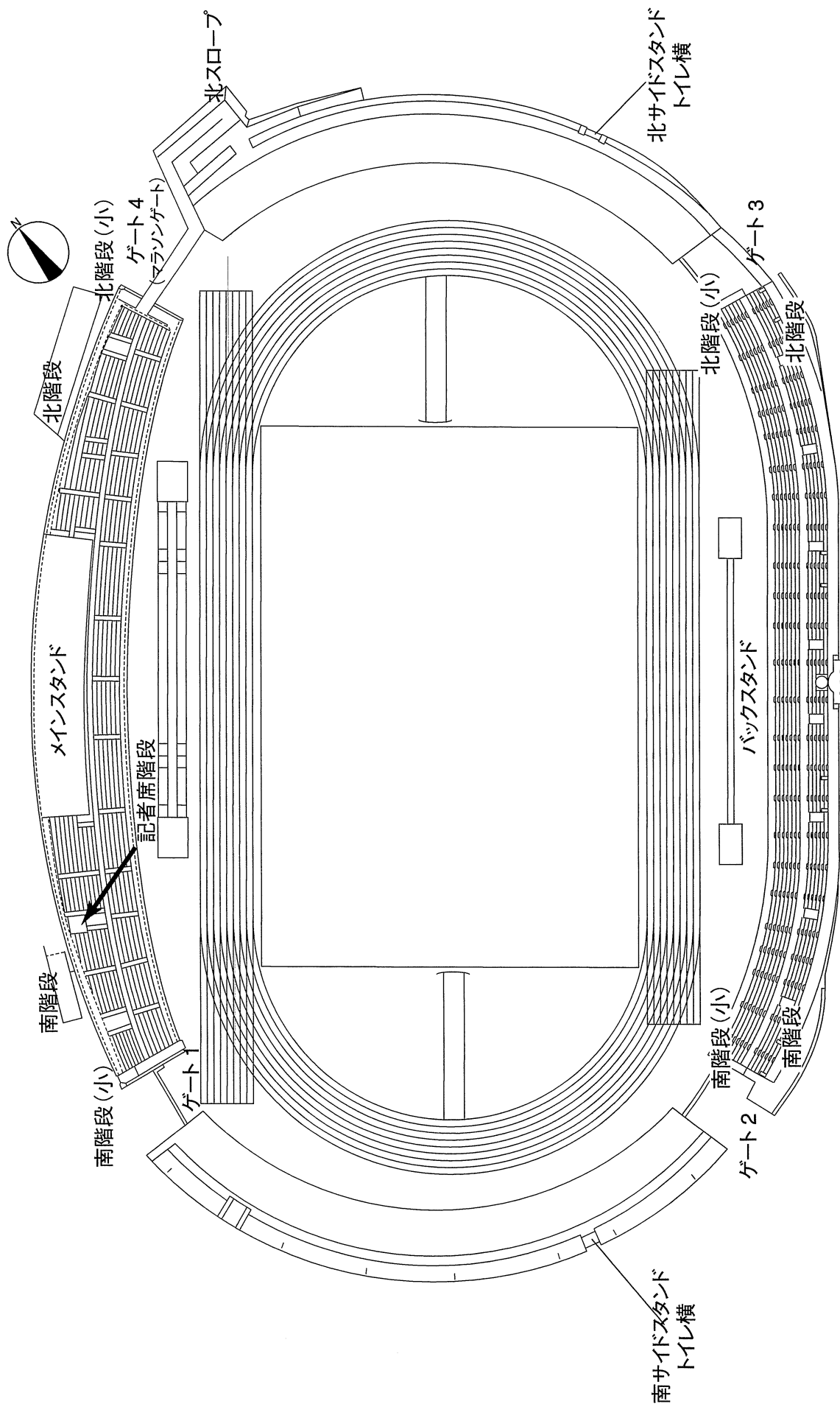


広島県総合グラウンド全体図 建物該当箇所

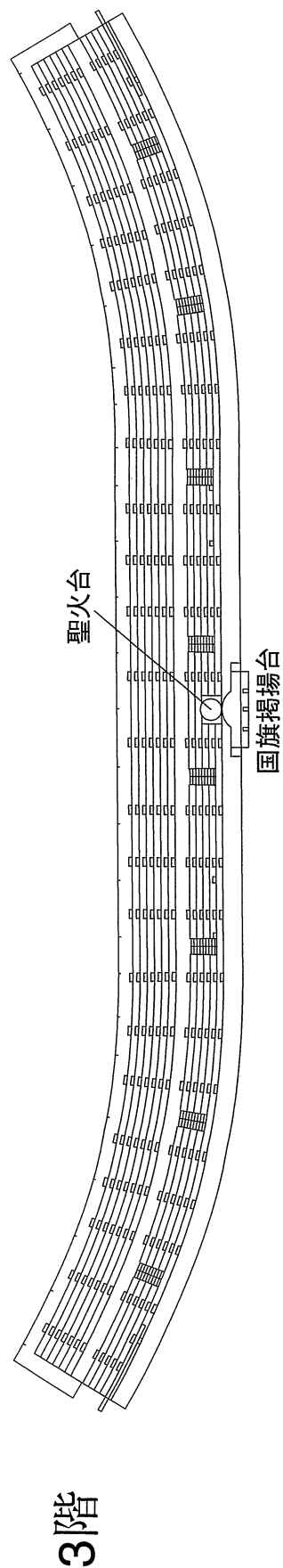
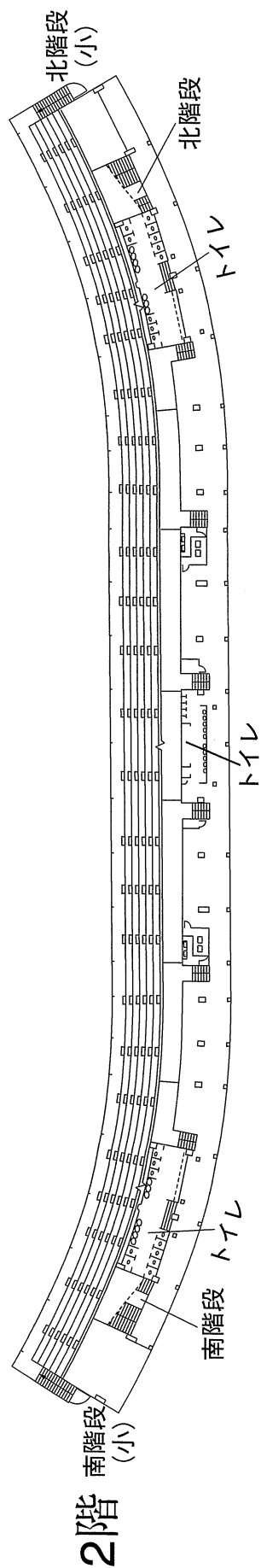
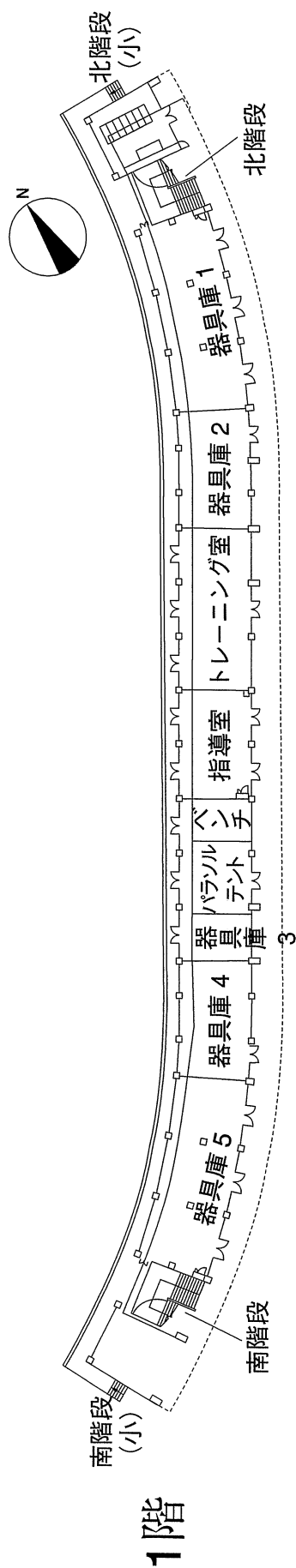


広島県総合グラウンド全体図

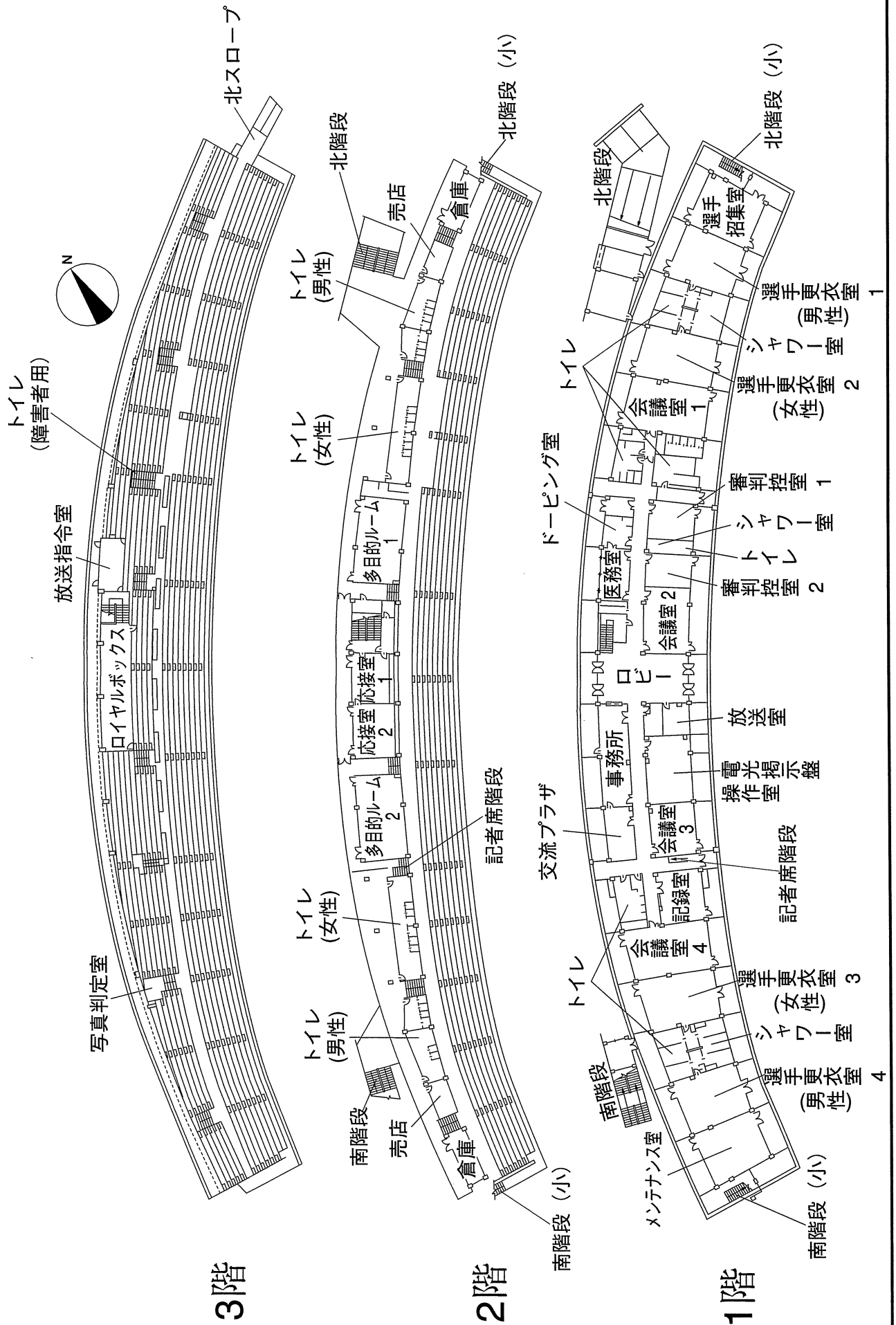
メインスタジアム



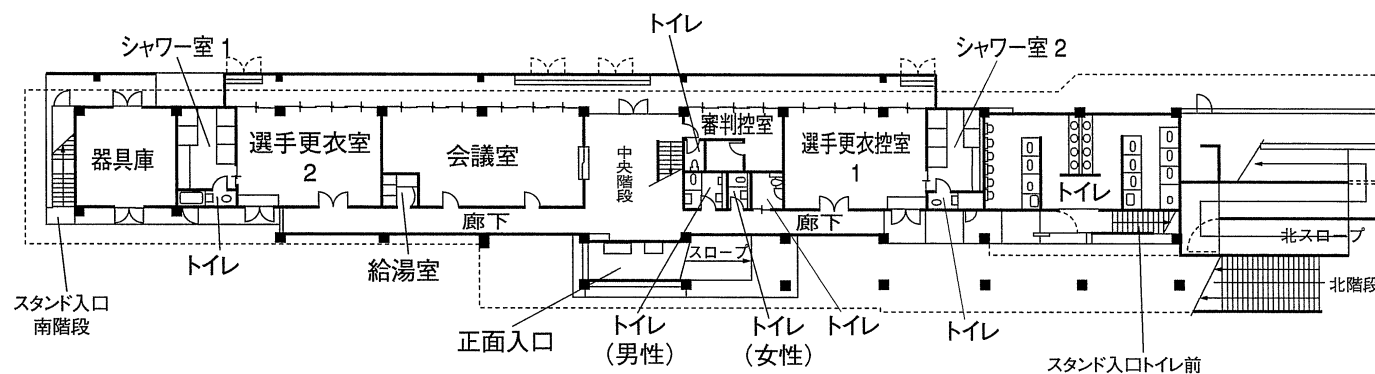
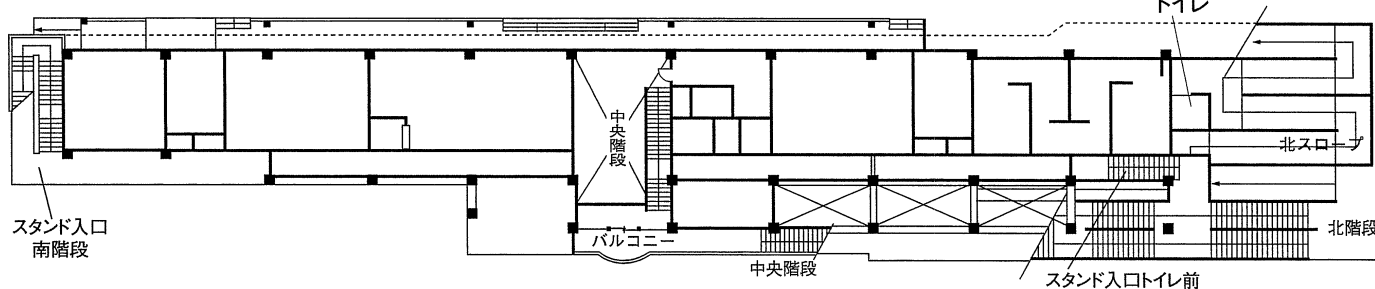
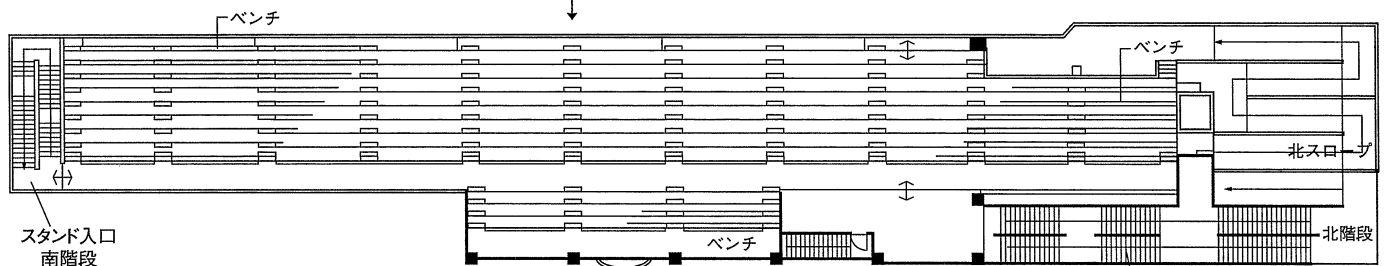
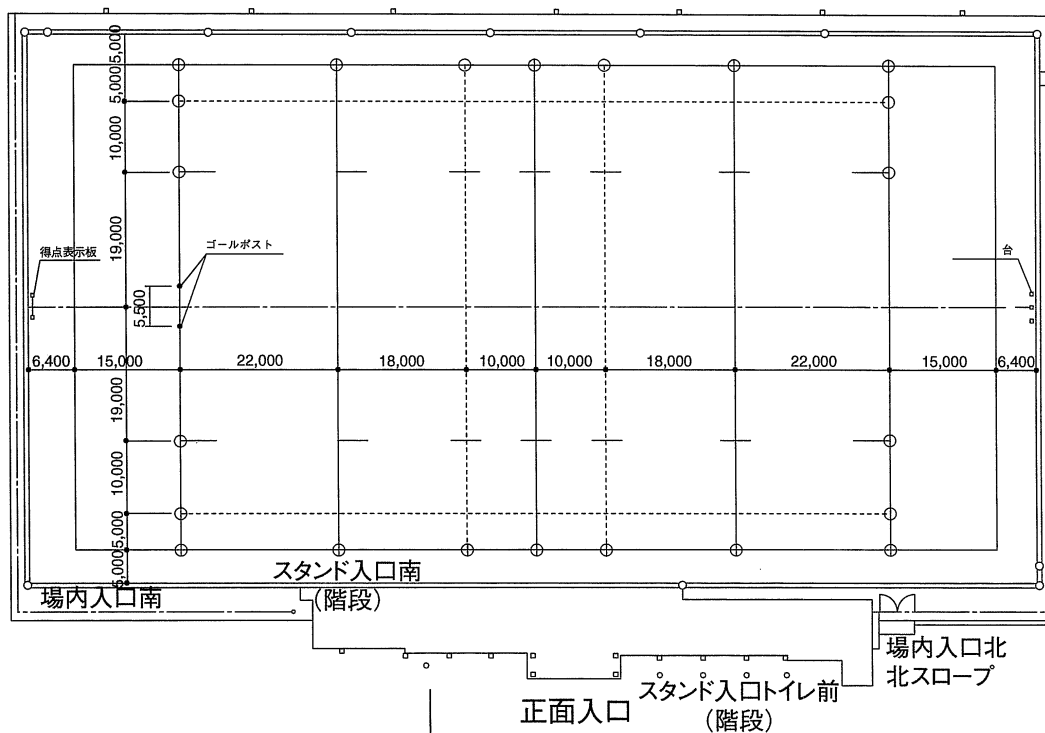
バックスタンド



メインスタジアム諸室配置図

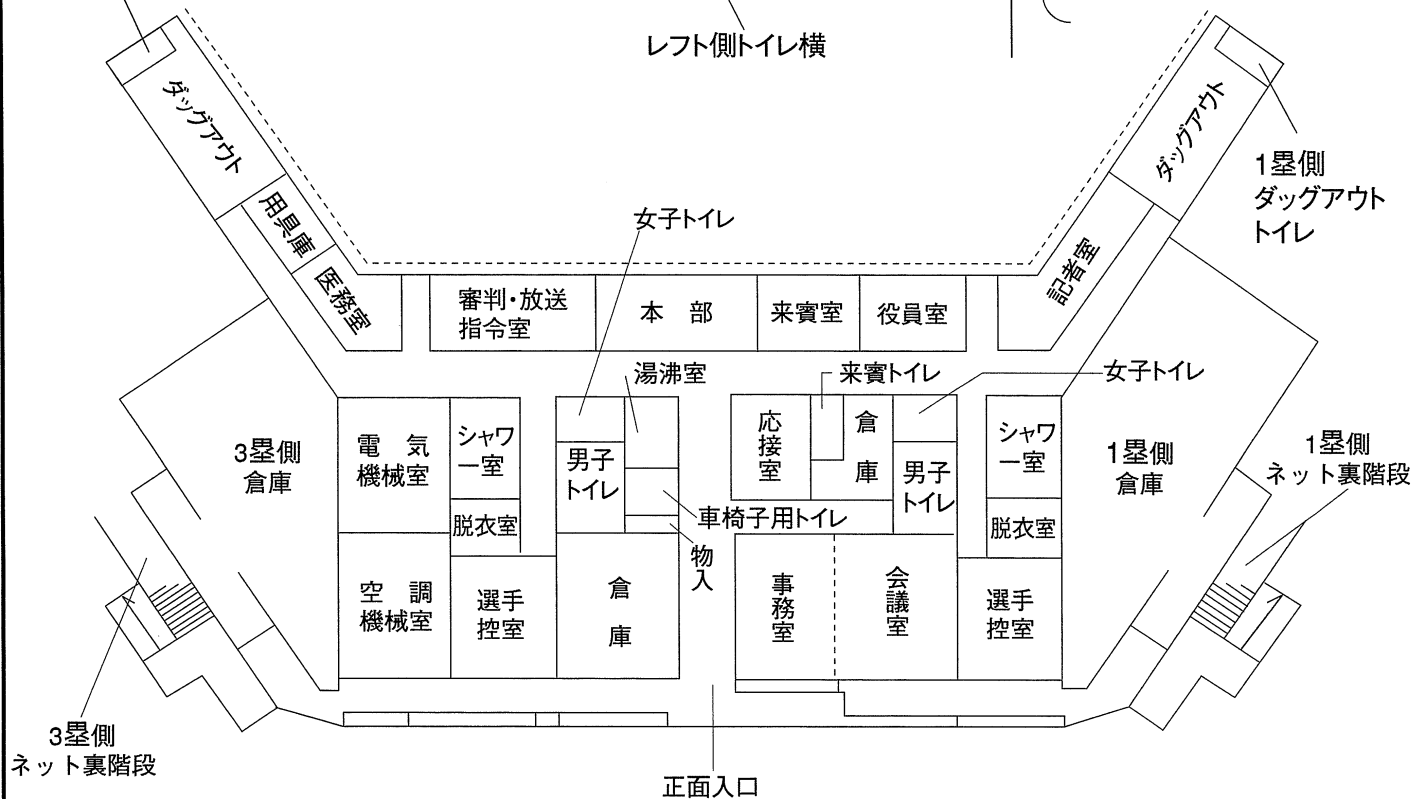
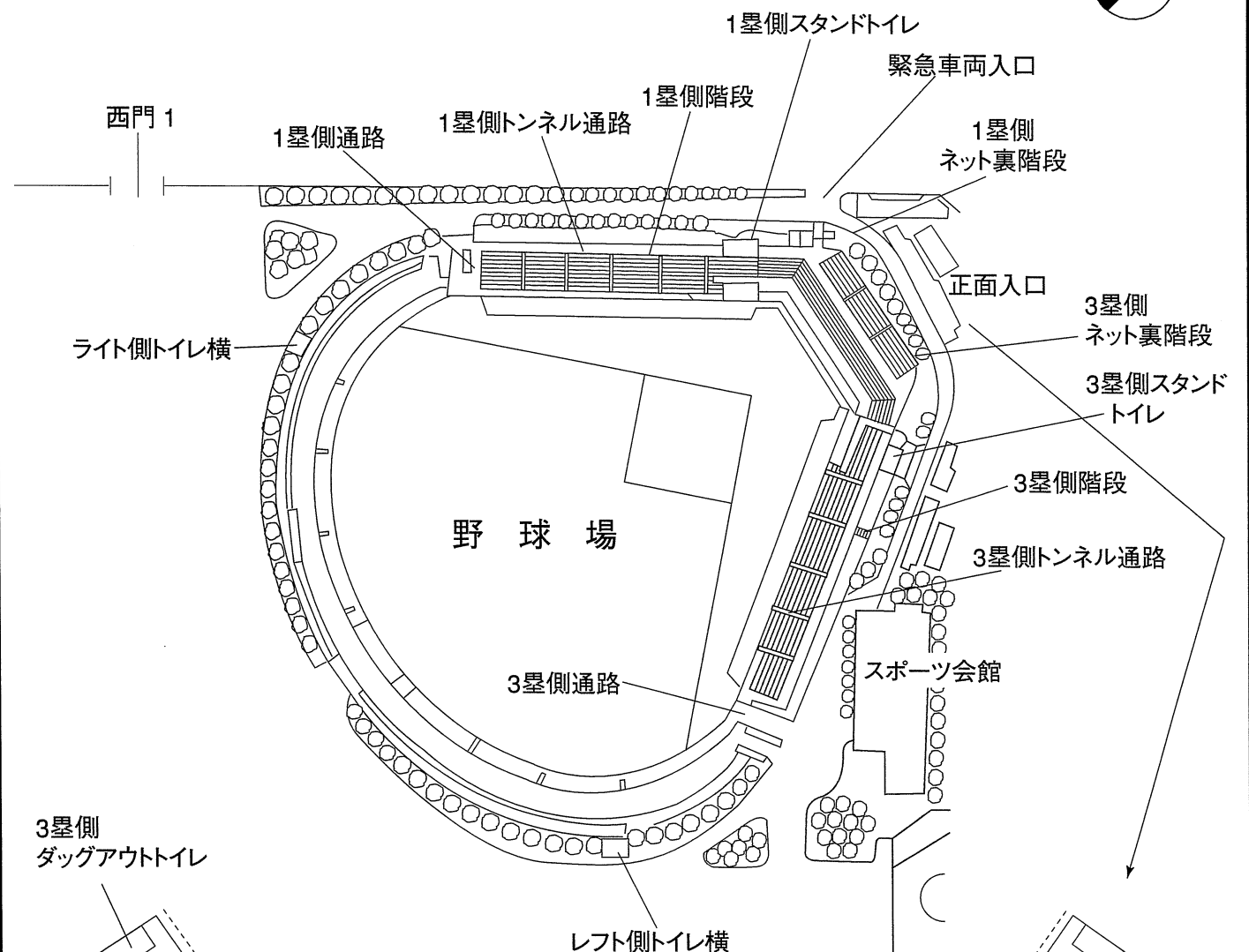
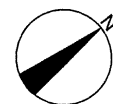


ラグビー場全体図



ラグビー場内諸室配置図

野球場全体図



野球場内諸室配置図

施設別の利用料金一覧表（設管条例第9条別表関係）

(1) メインスタジアム

区分				利用料金の範囲		現在の利用料金
専用利用 の場合	アマチュア スポーツに 利用する場 合	入場料有料の場合	小学校児童、中学校及 び高等学校生徒が利用 する場合	1時間につき	13,300円以内	12,200円
				半日につき	39,800円以内	36,600円
				1日につき	59,700円以内	54,900円
		入場料無料の場合	上記以外の者が利用す る場合	1時間につき	26,600円以内	24,400円
				半日につき	79,600円以内	73,200円
				1日につき	119,400円以内	109,800円
	アマチュア スポーツ以 外に利用す る場合	入場料無料の場合	小学校児童、中学校及 び高等学校生徒が利用 する場合	1時間につき	3,750円以内	2,900円
				半日につき	11,020円以内	8,700円
				1日につき	16,500円以内	13,050円
		入場料無料の場合	上記以外の者が利用す る場合	1時間につき	5,000円以内	4,350円
				半日につき	14,700円以内	13,050円
				1日につき	22,000円以内	19,570円
個人使用 の場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒が利用する場合	入場料有料の場合	上記以外の者が利用す る場合	1時間につき	48,400円以内	44,620円
				半日につき	145,000円以内	133,860円
				1日につき	217,400円以内	200,790円
				1時間につき	10,700円以内	9,800円
個人使用 の場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒が利用する場合	入場料無料の場合	上記以外の者が利用す る場合	半日につき	31,900円以内	29,400円
				1日につき	47,900円以内	44,100円
				2時間につき	90円以内	80円
				2時間につき	120円以内	120円

備考 1 「半日」とは、継続して3時間を超え5時間以内利用する場合をいい、「1日」とは、継続して5時間を超え8時間以内利用する場合をいう。

備考 2 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日において利用する場合（アマチュアスポーツに利用する場合で入場料無料のときを除く。）の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に5分の6を乗じて得た額の範囲とする。この場合、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

備考 3 アマチュアスポーツ以外に利用し、かつ入場料有料の場合において、1回の入場人員が5,000人を超えるときは、その超える人員500人までごとに4,300円を加算する。

(2) 野球場

区分				利用料金の範囲		現在の利用料金
専用利用	アマチュア スポーツに 利用する場 合	入場料有料の場合	小学校児童、中学校及 び高等学校生徒が利用 する場合	1時間につき	16,400円以内	14,960円
				半日につき	49,200円以内	44,880円
				1日につき	73,800円以内	67,320円
		入場料無料の場合	上記以外の者が利用す る場合	1時間につき	32,800円以内	29,920円
				半日につき	98,400円以内	89,760円
				1日につき	147,600円以内	134,640円
	アマチュア スポーツ以 外に利用す る場合	入場料無料の場合	小学校児童、中学校及 び高等学校生徒が利用 する場合	1時間につき	3,150円以内	2,140円
				半日につき	9,220円以内	6,420円
				1日につき	13,720円以内	9,630円
		入場料無料の場合	上記以外の者が利用す る場合	1時間につき	4,200円以内	3,210円
				半日につき	12,300円以内	9,630円
				1日につき	18,300円以内	14,440円
個人使用 の場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒が利用する場合	入場料有料の場合	上記以外の者が利用す る場合	1時間につき	60,100円以内	55,440円
				半日につき	180,100円以内	166,320円
				1日につき	270,100円以内	249,480円
				1時間につき	9,100円以内	8,300円
個人使用 の場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒が利用する場合	入場料無料の場合	上記以外の者が利用す る場合	半日につき	26,900円以内	24,900円
				1日につき	40,300円以内	37,350円

備考 メインスタジアムの備考1から3は、この表に準用する。

(3) ラグビー場

区分				利用料金の範囲		現在の利用料金
専用利用	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料有料の場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒が利用する場合	1時間につき	10,050円以内	9,060円
				半日につき	30,000円以内	27,180円
				1日につき	44,950円以内	40,770円
		上記以外の者が利用する場合		1時間につき	20,100円以内	18,120円
				半日につき	60,000円以内	54,360円
				1日につき	89,900円以内	81,540円
	入場料無料の場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒が利用する場合		1時間につき	2,920円以内	2,140円
				半日につき	8,620円以内	6,420円
				1日につき	12,820円以内	9,630円
		上記以外の者が利用する場合		1時間につき	3,900円以内	3,210円
				半日につき	11,500円以内	9,630円
				1日につき	17,100円以内	14,440円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料有料の場合			1時間につき	35,800円以内	33,070円
				半日につき	107,300円以内	99,210円
				1日につき	160,800円以内	148,810円
	入場料無料の場合			1時間につき	8,000円以内	7,300円
				半日につき	23,600円以内	21,900円
				1日につき	35,300円以内	32,850円

備考 メインスタジアムの備考1から3は、この表に準用する。

(4) 補助競技場

区分				利用料金の範囲		現在の利用料金
専用利用の場合	アマチュアスポーツ に利用する場合	小学校児童、中学校及 び高等学校生徒が利用 する場合	1時間につき	2,100円以内	1,640円	
			半日につき	6,070円以内	4,920円	
			1日につき	9,070円以内	7,380円	
		上記以外の者が利用す る場合	1時間につき	2,800円以内	1,640円	
			半日につき	8,100円以内	4,920円	
			1日につき	12,100円以内	7,380円	
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1時間につき	6,600円以内	6,040円		
		半日につき	19,400円以内	18,120円		
1日につき		29,000円以内	27,180円			
個人利用の場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒が利 用する場合	2時間につき	60円以内	60円		
	上記以外の者が利用する場合	2時間につき	90円以内	90円		

備考 メインスタジアムの備考1は、この表に準用する。

(5) 運動場

区分				利用料金の範囲		現在の利用料金
専用利用の場合	アマチュアスポーツ に利用する場合	小学校児童、中学校及 び高等学校生徒が利用 する場合	1時間につき	1,500円以内	1,140円	
			半日につき	4,120円以内	3,420円	
			1日につき	6,220円以内	5,130円	
		上記以外の者が利用す る場合	1時間につき	2,000円以内	1,140円	
			半日につき	5,500円以内	3,420円	
			1日につき	8,300円以内	5,130円	
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1時間につき	4,500円以内	4,030円		
		半日につき	13,100円以内	12,090円		
1日につき		19,700円以内	18,130円			
個人利用の場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒が利 用する場合	2時間につき	60円以内	60円		
	上記以外の者が利用する場合	2時間につき	90円以内	90円		

備考 メインスタジアムの備考1は、この表に準用する。

(6) トレーニング室

区分			利用料金の範囲	現在の利用料金
専用利用の場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒が利用する場合	1 時間につき	530円以内	350円
		半日につき	1,500円以内	1,000円
		1 日につき	2,170円以内	1,450円
	上記以外の者が利用する場合	1 時間につき	710円以内	700円
		半日につき	2,000円以内	2,000円
		1 日につき	2,900円以内	2,900円
個人利用の場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒が利用する場合	2 時間につき	60円以内	60円
	上記以外の者が利用する場合	2 時間につき	90円以内	90円

備考 メインスタジアムの備考 1 は、この表に準用する。

(7) 会議室

区分				利用料金の範囲	現在の利用料金
会議室	メインスタジアム	大	1 時間につき	1,200円以内	1,000円
		小	1 時間につき	850円以内	760円
	野球場		1 時間につき	420円以内	380円
	ラグビー場		1 時間につき	710円以内	620円

(8) 附属設備

区分			利用料金の範囲	現在の利用料金
電光掲示板	固定式	1 時間につき	4,500円以内	4,030円
		半日につき	13,300円以内	12,090円
		1 日につき	20,000円以内	18,130円
	移動式	1 式 1 日につき	3,700円以内	3,260円
スコアボード		1 時間につき	2,200円以内	1,880円
		半日につき	6,300円以内	5,640円
		1 日につき	10,300円以内	8,460円
陸上競技用具 (※)			9,500円以内で知事が定める範囲	(※)
光波距離計		1 式 1 日につき	2,100円以内	1,760円
録画判定装置		1 式 1 日につき	1,800円以内	1,390円
写真判定装置		1 式 1 日につき	6,200円以内	5,540円
トラック競技速報表示器		1 式 1 日につき	5,400円以内	4,780円
円盤・ハンマー兼用サークル		1 式 1 日につき	2,800円以内	2,380円
拡声装置		1 式につき 1 時間 までごとに	980円以内	880円
ストーブ		1 個につき 1 時間 までごとに	420円以内	370円
冷暖房設備	メインスタジアム	1 室につき 1 時間 までごとに	850円以内	190円
	野球場	1 室につき 1 時間 までごとに	850円以内	130円
	ラグビー場	1 室につき 1 時間 までごとに	850円以内	130円
シャワー	水の場合	1 室につき 1 時間 までごとに	850円以内	760円
	湯の場合	1 室につき 1 時間 までごとに	3,200円以内	1,530円
広告設備 (野球場に限る。)	内野席前部	1 平方メートルにつき 1 年	16,500円以内	15,080円
	外野席前部	1 平方メートルにつき 1 年	18,300円以内	16,720円
電気設備		1 キロワットにつき使用時間 1 時間 までごとに	280円以内で知事が定める額	86円

(※) 陸上競技用具	品名	単位／日	9,500円以内で知事が定める範囲	現在の利用料金
	陸上競技用具一式	一式	9,500円以内	8,640円
	足拭きマット	1枚	50円以内	40円
	椅子	1脚	50円以内	40円
	運搬車	1台	250円以内	220円
	演台	1組	270円以内	250円
	円盤	1個	80円以内	60円
	温湿度計	1個	80円以内	60円
	携帯用無線	1組	140円以内	120円
	決勝柱	1組	60円以内	50円
	黒板	1台	150円以内	130円
	スターター台	1組	210円以内	180円
	スターティングブロック	1個	60円以内	50円
	ストップウォッチ	1個	120円以内	90円
	脱衣かご	1個	50円以内	40円
	跳躍用バー	1本	80円以内	60円
	机	1脚	60円以内	50円
	手旗（赤・白）	1組	50円以内	40円
	テント	1張	280円以内	260円
	投てき用具置台	1台	180円以内	150円
	バー上げ器	1本	60円以内	50円
	ハードル	1台	120円以内	90円
	ハードル（3,000m障害）	1台	250円以内	220円
	ハードル運搬車	1台	250円以内	220円
	走高跳用支柱	1組	190円以内	160円
	走高跳用マット	1組	530円以内	480円
	バトン	1本	50円以内	40円
	ハンマー	1個	140円以内	120円
	ビーチパラソル	1本	250円以内	220円
	ピストル	1丁	80円以内	60円
	ビニール製巻尺	1個	60円以内	50円
	標識	1組	100円以内	80円
	表示器	1個	50円以内	40円
	表示器（車輪付）	1台	280円以内	260円
	表彰台	1組	180円以内	150円
	フィールド用ビニールテープ	1組	420円以内	380円
	風向風速計	1個	500円以内	450円
	踏切板（ファール判定ゴム板込）	1個	150円以内	130円
	ペグ（丸型バネ付）	1個	50円以内	40円
	砲丸	1個	60円以内	50円
	棒高跳用支柱	1組	390円以内	340円
	棒高跳用マット	1組	910円以内	820円
	ポール	1本	140円以内	120円
	マラソン・投てき距離標識	1式	910円以内	820円
	メガホン	1個	50円以内	40円
	メガホン（電気）	1個	180円以内	150円
	やり	1本	120円以内	90円

別紙5

県有備品一覧表

物品分類コード	品名	数量	単位	規格	単価	備品番号	重要物品
11070101	掲示板	1	台	ニシ MS132マグサイン型（フィールド電光掲示板）	9,000,000	9500619	○
		1	台	デジタルフィールド制限タイマーDV NMS158D	1,947,520	1701225	
11070101	掃除機	1	台	機動掃除機 F3223H	1,094,110	1701228	
11070201	表示板	1	台	周回表示器 ニシF1133（N-330）	155,800	9500033	
		1	台	周回表示器 NISHI F1134	180,300	1701752	
11070101	メガホン	1	式	スターター拡声装置8メガホン MS282A	773,000	1001761	
11070201	物置	2	台	付置物置 MBW-30C 窓ガラス、土台、棚付	215,250	0408540 ～ 0408541	
		1	台	付置物置 LMA-2915	185,850	0408542	
11070101	その他の庁用器具雑	2	枚	砂場シート エステル帆布6.5m×9.5m	110,250	0803885 ～ 0803886	
		1	枚	砂場防じんカバー NISHI F3331A	132,000	1701929	
		1	枚	砂場防塵カバー ニシ・スポーツ F3331A	143,400	2006360	
		1	枚	砲丸投ビットカバー ニシ・スポーツ F3332A	623,900	2006361	
		3	台	ビニールテープ巻取器	114,800	2104994 ～ 2104996	
11170101	台	1	脚	ボール置台	229,000	0112085	
		1	脚	砲丸置台 NISHI F1344A	162,000	1701751	
		1	台	円盤置台 NISHI F1343A	170,000	1701926	
11170104	号令台	1	脚	ニシスポーツ N-388A	260,000	2200426	
11770501	パーソナルコンピューター	9	台	屋内用ノートブックパソコン（NMC722）等	332,056	1800296 ～ 1800304	
		1	台	屋内用ノートブックパソコン（NMC722）	332,064	1800331	
11770502	パソコン用プリンター	2	台	記録情報システムNANS21V用プリンター（A4）	122,000	2203762 ～ 2203763	
		1	台	記録情報システムNANS21V用プリンター（A3）	215,500	2203764	
15079901	計測電気機器	1	式	RGBフィニッシュコーダーMF700V	9,954,000	1003073	○
		1	式	RGBフィニッシュコーダー1カメラシステムNMF1000V	9,430,630	1504061	○
15170601	距離計	1	個	光波距離測定装置（距離計）ニシNMS	4,180,000	2103228	○
15170401	高度計	1	個	棒高跳用高度計ニシ S-1080	160,000	9500004	
		1	個	ニシスポーツF3042（棒高跳用高度計）	200,000	9500005	
		1	個	走高跳用 ニシ F3041	144,000	9715197	
		1	個	棒高跳用 ニシ F3042	211,500	9715198	
		1	台	棒高跳用高度計 F3042B	249,300	1001762	
15170101	時計	1	個	フィールド競技用制限時間告知器	737,100	1504398	
		2	個	ニシ・スポーツ フィールド競技制限時間告知器 NMS159C	813,500	1905177 ～ 1905178	
15170102	上皿天秤	1	個	ニシF1162 10kgはかり	102,640	0005013	
15170301	風速計	3	個	ニシ・スポーツ 超音波風速計 NMS200	1,007,000	1905166 ～ 1905168	
15170601	風向風速計	1	台	ニシF3200B	249,300	1001763	
		1	個	超音波風速計MS222R専用 遠隔操作盤（MS222C）一式	653,560	1701753	
15170301	輪尺	2	個	ニシ製 S-1060 100m	119,000	9500016 ～ 9500017	
15270101	その他の電気電信機器	2	台	フィールド用無線ネットワーク装置WLAH-HG-G54/R	571,000	0902499 ～ 0902500	
		1	台	計測装置接続キット NMC881B ニシ・スポーツ	165,000	2203761	
17170301	演技台	1	台	ウエサカ・WG181（プラットホーム）	1,052,650	9500009	
17170201	計時板	1	式	ニシフィニッシュタイマーMS301, レーンナンバー表示盤MS302	918,000	0600585	
17170403	サッカーゴール	1	個	サンエイ 42-432正式用, 移動式ネット付	748,000	9703209	
		1	個	サッカーゴール	208,935	0112086	
		1	個	サッカーゴール ニシG3212 1組（2台）	465,000	2104987	
17170601	コートローラー	1	台	吸水ローラー NC906A	262,580	1701227	
		1	台	ニシ・スポーツ NC906A 吸水ローラー	251,500	1902569	
17170201	採点板	1	台	フィールド順位表示器 F1242A	339,170	1701226	
		1	台	ニシ・スポーツ 走幅跳・三段跳用距離標識 F1203	311,300	1905170	
17170101	審判台	1	台	ニシスポーツF111（電動折畳式）	2,700,000	2200427	
17170701	ショルダープレス	1	台	セノーBK4103	1,449,000	9500001	
17170401	ステアマスター	1	台	セノーBG9952（ステップマシン）（100V, 55W/台）	623,000	9500002	
17170401	体育ボール	1	組	ニシ・スポーツ 走高跳用支柱及びびバー止スライド式 F1224	282,880	1905171	
		2	組	ニシ・スポーツ 棒高跳用支柱及びびバー止 NF1236B	620,000	1905172 ～ 1905173	
		1	組	ニシ 348 棒高跳用支柱	176,000	2200428	
17170601	バー	1	本	障害物競走用移動障害物バー 5.00m	181,300	2104989	
		3	本	障害物競走用移動障害物バー 3.96m	149,620	2104990 ～ 2104992	
		1	本	障害物競走用水濠バー	362,400	2104993	

物品分類コード	品名	数量	単位	規格	単価	備品番号	重要 物品
171t0201	表彰台	1	台	ニシスポーツ F1103	422,000	9500001	
171t0301	防球柵	1	個	ニシ F-2051B (円盤, ハマー投用囲い)	2,470,000	0409630	
		1	個	ニシ F-2061 (囲い付属防護ネット)	979,250	0409632	
		1	個	円盤・ハンマー投用囲い ニシ・スポーツ NF2059C	10,325,000	2006143	○
171t0101	マット	70	枚	人工芝マット	206,000	0112011 ~ 0112080	
		1	枚	棒高跳用マット	504,000	0802063	
		1	枚	マット (棒高跳用)	2,284,800	0112099	
		2	枚	走高跳用マット (ブルー) ニシF501A.04	1,406,000	1504062 ~ 1504063	
		1	枚	ニシ・スポーツ 走高跳用マット F501A.04	1,681,600	1905176	
		1	枚	棒高跳用上面マット (F511A用) (ブルー) ニシF522A	636,120	1504064	
		1	枚	棒高跳用マット (P-6のみ) ニシN7A022295B	230,850	1504065	
		1	枚	棒高跳用マット (P-3のみ) (F511A用) (レッド) ニシNF511P3	211,620	1504393	
		1	枚	棒高跳用マット (P-4のみ) (F511A用) (レッド) ニシNF511P4	211,620	1504394	
		1	枚	棒高跳用マット (P-6のみ) ニシN7A022295B	227,820	1504395	
		1	枚	棒高跳用上面マット (F511A用) (ブルー) ニシF522A	627,750	1504396	
171t0101	やり	1	本	やり スーパーエリート800NXS男子用	234,900	2302345	
		1	本	やり クラシック75m女子用	215,000	2302346	
171t0101	ライン引器	1	台	スプレー式 ニシ・スポーツF3128	236,250	0601081	
171t0501	連発式スタート発信装置	1	台	ニシ・スポーツ 電子音スタート発信装置 NMS451B	5,690,000	1905209	○
171t0101	その他の運動器具	7	枚	ニシ F3501 30,000円/M 10M	255,000	9616950 ~ 9616956	
		13	枚	ニシスポーツ F3501 (1m × 10m) ラグビー用人工芝	255,000	9703274 ~ 9703286	
		6	枚	ニシスポーツ F3501 (2m × 10m) ラグビー用人工芝	508,000	9703287 ~ 9703292	
		2	個	ニシF1224 (走高跳支柱及びバー止め)	111,560	9901531 ~ 9901532	
		1	台	ハンマー検査器 F1332	152,600	1001778	
		1	式	スタート信号ケーブルAタイプ MF152	389,000	1001782	
		1	式	連発式スタート発信装置 8P MS410	3,622,000	1001787	○
		3	台	ニシ・スポーツ スターター台 NF1121A	137,000	1905160 ~ 1905162	
		2	組	レーンナンバースタンド NF1191G ニシ・スポーツ	476,800	2203757 ~ 2203758	
182t0101	運搬車	2	台	ニシ N-338 ハードル用	125,000	9500392 ~ 9500393	
		4	台	ニシ N-338 8台積載型	131,750	9500409 ~ 9500412	
		1	台	ニシスポーツF1272 (棒高跳用マット運搬車)	408,000	9500700	
		5	台	ハードル用 ニシ F1181	171,000	9715192 ~ 9715196	
		5	台	ニシ F1181 ハードル運搬車	169,860	9808249 ~ 9808253	
		4	台	運搬車	454,750	0112081 ~ 0112084	
		11	台	ハードル運搬車 (ニシ ウルトラライト用) ニシ・F1183	202,000	1504066 ~ 1504076	
		2	台	ニシ・スポーツ 棒高跳用支柱運搬車 F1237	320,000	1905174 ~ 1905175	
		1	台	サッカーゴール移動キャスター ルイ高RT-F010993	166,250	2104988	
182t0101	特殊自動車	2	台	スターティングブロック置台 NF1365B ニシ・スポーツ	191,480	2203755 ~ 2203756	
		1	台	ニッサン フォークリフト 1.75TON 運搬用	1,860,000	9500001	

別紙 6

現在の指定管理者所有備品一覧表

No.	備品名	数量	保管場所	日付
1	金庫	1	事務所	令和3年4月1日
2	コピー機	1	事務所	令和3年4月1日
3	テレビ	1	事務所	令和3年4月1日
4	シュレッダー	1	事務所	令和3年4月1日
5	掃除機	1	事務所	令和3年4月1日
6	ラミネーター	1	事務所	令和3年4月1日
7	レジスター	1	事務所	令和3年4月1日
8	NECパソコンX8PP20	1	事務所	令和3年4月1日
9	NECパソコンX8PJ60	1	事務所	令和3年4月1日
10	ネームランド	1	事務所	令和3年4月1日
11	ヨガマット	20	会議室 1	令和3年4月1日
12	小ボール（青）	20	会議室 1	令和3年4月1日
13	ステップ台	5	会議室 1・多目的室 1	令和3年4月1日
14	ルンバ掃除機	1	会議室 1	令和3年4月1日
15	コンパクトステレオシステム	1	会議室 1	令和3年4月2日
16	スポーツミラー	1	会議室 1	令和3年4月15日
17	スポーツミラー	1	会議室 1	令和3年4月15日
18	スポーツミラー	1	会議室 1	令和3年4月15日
19	スポーツミラー	1	会議室 1	令和3年4月15日
20	スポーツミラー	1	会議室 1	令和3年4月15日
21	スポーツミラー	1	会議室 1	令和3年4月15日
22	スポーツミラー	1	会議室 1	令和3年4月15日
23	デジカメ	1	事務所	令和3年5月7日
24	棚	1	電話交換機室	令和3年5月27日
25	扇風機	1	事務所	令和3年5月27日
26	扇風機	1	事務所	令和3年5月27日
27	ペーパーカッター	1	事務所	令和4年4月1日
28	CDデッキ	1	野球場	令和4年7月28日
29	クイックルワイパー	1	トレーニング室	令和4年8月31日
30	クイックルワイパー	1	トレーニング室	令和4年8月31日
31	冷蔵庫	1	事務所	令和4年5月18日
32	扇風機	1	トレーニング室	令和4年6月27日
33	扇風機	1	トレーニング室	令和4年6月27日
34	エアロビクスマット	1	トレーニング室	令和4年11月17日
35	エアロビクスマット	1	トレーニング室	令和4年11月17日
36	エアロビクスマット	1	トレーニング室	令和4年11月17日
37	カラー（補助具）	1	トレーニング室	令和5年1月14日
38	カラー（補助具）	1	トレーニング室	令和5年1月14日
39	カラー（補助具）	1	トレーニング室	令和5年1月14日
40	カラー（補助具）	1	トレーニング室	令和5年1月14日
41	トレッドミル	1	トレーニング室	令和3年5月1日
42	コードレスバイクV67 i	1	トレーニング室	令和3年5月1日
43	コードレスバイクV67R i リカンベントタイプ	1	トレーニング室	令和3年5月1日
44	ウエルランドバックエクステンション/アブドミナル	1	多目的室	令和3年5月1日
45	ウエルランドニーエクステンション/フレクション	1	多目的室	令和3年5月1日
46	ウエルランドショルダープレス/ラットプル	1	多目的室	令和3年5月1日
47	ウエルランドヒップアブダクション/アダクション	1	多目的室	令和3年5月1日
48	ウエルランドリカンベントレッグプレス	1	多目的室	令和3年5月1日
49	ファナシスロータリートーン&ツイスト	1	トレーニング室	令和3年5月1日
50	ファナシスタータルヒップ	1	トレーニング室	令和3年5月1日
51	ブラボー トール 8810	1	トレーニング室	令和3年5月1日
52	フラットベンチ	1	トレーニング室	令和3年5月1日
53	ステアクライマー C L S S	1	トレーニング室	令和5年3月29日
54	ファナシス チェストプレス	1	トレーニング室	令和5年3月29日
55	ファナシス ショルダープレス	1	トレーニング室	令和5年3月29日
56	ファナシス ラットプルダウン	1	トレーニング室	令和5年3月29日
57	ファナシス レッグカール&エクステンション	1	トレーニング室	令和5年3月29日
58	ファナシス レッグプレス&カーフレイズ	1	トレーニング室	令和5年3月29日
59	ファナシス アブドミナル&バック	1	トレーニング室	令和5年3月29日
60	体脂肪計	1	会議室 1	令和5年3月29日

令和3年度 広島県総合グランド利用状況

区 分		利用者数		※()は令和2年度	
メインスタジアム	トレーニング室	専用利用	アマスポーツ	39,638	(21,757)
			アマスポーツ以外	129	(860)
			小 計	39,767	(22,617)
		個人利用	小中高	5,164	(12,586)
			一般	1,684	(4,752)
			小 計	6,848	(17,338)
		合 計		46,615	(39,955)
	野球場	専用利用	アマスポーツ	0	(0)
			アマスポーツ以外	0	(0)
			小 計	0	(0)
		個人利用	小中高	482	(1,064)
			一般	917	(5,851)
			小 計	1,399	(6,915)
		合 計		1,399	(6,915)
ラグビー場	専用利用	アマスポーツ	36,926	(21,981)	
		アマスポーツ以外	15	(4)	
		小 計	36,941	(21,985)	
	個人利用	小中高	0	(0)	
		一般	0	(0)	
		小 計	0	(0)	
	合 計		36,941	(21,985)	
補助競技場	専用利用	アマスポーツ	21,578	(35,161)	
		アマスポーツ以外	200	(0)	
		小計	21,778	(35,161)	
	個人利用	小中高	0	(0)	
		一般	0	(0)	
		小 計	0	(0)	
	合 計		21,778	(35,161)	
運動場	専用利用	アマスポーツ	30,087	(24,340)	
		アマスポーツ以外	0	(0)	
		小 計	30,087	(24,340)	
	個人利用	小中高	651	(887)	
		一般	99	(96)	
		小 計	750	(983)	
	合 計		30,837	(25,323)	
専用利用 合計			159,608	(123,528)	
個人利用 合計			15,687	(35,272)	
総 計			175,295	(158,800)	

令和4年度 広島県総合グランド利用状況

区 分		利用者数		※()は令和3年度	
メインスタジアム	トレーニング室	専用利用	アマスポーツ	79,297	(79,297)
			アマスポーツ以外	105	(105)
			小 計	79,402	(79,402)
		個人利用	小中高	13,737	(5,164)
			一般	6,311	(1,684)
			小 計	20,048	(6,848)
		合 計		99,450	(86,250)
	トレーニング室	専用利用	アマスポーツ	0	(0)
			アマスポーツ以外	0	(0)
			小 計	0	(0)
		個人利用	小中高	1,510	(482)
			一般	2,999	(917)
			小 計	4,509	(1,399)
		合 計		4,509	(1,399)
野球場	専用利用	アマスポーツ	39,669	(36,926)	
		アマスポーツ以外	0	(15)	
		小 計	39,669	(36,941)	
	個人利用	小中高	0	(0)	
		一般	0	(0)	
		小 計	0	(0)	
	合 計		39,669	(36,941)	
ラグビー場	専用利用	アマスポーツ	24,606	(21,578)	
		アマスポーツ以外	0	(200)	
		小計	24,606	(21,778)	
	個人利用	小中高	0	(0)	
		一般	0	(0)	
		小 計	0	(0)	
	合 計		24,606	(21,778)	
補助競技場	専用利用	アマスポーツ	33,709	(30,805)	
		アマスポーツ以外	0	(230)	
		小 計	33,709	(31,035)	
	個人利用	小中高	4,255	(5,421)	
		一般	731	(1,269)	
		小 計	4,986	(6,690)	
	合 計		38,695	(37,725)	
運動場	専用利用	アマスポーツ	22,891	(30,087)	
		アマスポーツ以外	200	(0)	
		小 計	23,091	(30,087)	
	個人利用	小中高	415	(651)	
		一般	128	(99)	
		小 計	543	(750)	
	合 計		23,634	(30,837)	
専用利用 合計			200,477	(199,243)	
個人利用 合計			30,086	(15,687)	
総 計			230,563	(214,930)	

令和5年度 広島県総合グランド利用状況

区 分		利用者数		※()は令和4年度	
メインスタジアム	専用利用	アマスポーツ	90,206	(79,297)	
		アマスポーツ以外	270	(105)	
		小 計	90,476	(79,402)	
		個人利用	小中高	13,967	(14,377)
			一般	6,603	(5,671)
			小 計	20,570	(20,048)
	合 計		111,046	(99,450)	
	トレーニング室	専用利用	アマスポーツ	0	(0)
			アマスポーツ以外	0	(0)
			小 計	0	(0)
		個人利用	小中高	2,473	(1,510)
			一般	5,375	(2,999)
			小 計	7,848	(4,509)
	合 計		7,848	(4,509)	
野球場	専用利用	アマスポーツ	40,097	(39,654)	
		アマスポーツ以外	10	(15)	
		小 計	40,107	(39,669)	
	個人利用	小中高	0	(0)	
		一般	0	(0)	
		小 計	0	(0)	
合 計		40,107	(39,669)		
ラグビー場	専用利用	アマスポーツ	26,027	(24,606)	
		アマスポーツ以外	0	(0)	
		小計	26,027	(24,606)	
	個人利用	小中高	0	(0)	
		一般	0	(0)	
		小 計	0	(0)	
合 計		26,027	(24,606)		
補助競技場	専用利用	アマスポーツ	35,830	(33,709)	
		アマスポーツ以外	0	(0)	
		小 計	35,830	(33,709)	
	個人利用	小中高	3,456	(4,255)	
		一般	952	(731)	
		小 計	4,408	(4,986)	
合 計		40,238	(38,695)		
運動場	専用利用	アマスポーツ	23,444	(22,891)	
		アマスポーツ以外	930	(200)	
		小 計	24,374	(23,091)	
	個人利用	小中高	394	(415)	
		一般	147	(128)	
		小 計	541	(543)	
合 計		24,915	(23,634)		
専用利用 合計		216,814	(200,477)		
個人利用 合計		33,367	(30,086)		
総 計		250,181	(230,563)		

令和6年度 広島県総合グランド利用状況

区 分		利用者数		※()は令和5年度	
メインスタジアム	トレーニング室	専用利用	アマスポーツ	84,265	(90,206)
			アマスポーツ以外	349	(270)
			小 計	84,614	(90,476)
		個人利用	小中高	17,381	(13,967)
			一般	7,941	(6,603)
			小 計	25,322	(20,570)
		合 計		109,936	(111,046)
	専用利用	アマスポーツ	0	(0)	
		アマスポーツ以外	0	(0)	
		小 計	0	(0)	
		個人利用	小中高	4,850	(2,473)
			一般	7,537	(5,375)
			小 計	12,387	(7,848)
		合 計		12,387	(7,848)
野球場	専用利用	アマスポーツ	43,294	(40,097)	
		アマスポーツ以外	14	(10)	
		小 計	43,308	(40,107)	
	個人利用	小中高	0	(0)	
		一般	0	(0)	
		小 計	0	(0)	
	合 計		43,308	(40,107)	
ラグビー場	専用利用	アマスポーツ	24,046	(26,027)	
		アマスポーツ以外	6	(0)	
		小計	24,052	(26,027)	
	個人利用	小中高	0	(0)	
		一般	0	(0)	
		小 計	0	(0)	
	合 計		24,052	(26,027)	
補助競技場	専用利用	アマスポーツ	27,622	(35,830)	
		アマスポーツ以外	0	(0)	
		小 計	27,622	(35,830)	
	個人利用	小中高	3,883	(3,456)	
		一般	822	(952)	
		小 計	4,705	(4,408)	
	合 計		32,327	(40,238)	
運動場	専用利用	アマスポーツ	25,370	(23,444)	
		アマスポーツ以外	750	(930)	
		小 計	26,120	(24,374)	
	個人利用	小中高	310	(394)	
		一般	35	(147)	
		小 計	345	(541)	
	合 計		26,465	(24,915)	
専用利用 合計			205,716	(216,814)	
個人利用 合計			42,759	(33,367)	
総 計			248,475	(250,181)	

広島県総合グラウンドの施設別収入実績

令和3年度収入状況

(単位：円)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
合計	916,420	866,210	638,760	1,428,560	1,277,330	1,029,480	2,169,030	1,455,070	1,286,460	846,120	1,227,530	1,598,600	14,739,570
メインスタジアム	0	0	0	0	180,020	103,250	610,160	365,290	298,150	325,180	478,550	398,660	2,759,260
野球場	338,400	448,190	250,270	760,100	283,740	225,260	246,970	150,760	157,745	125,970	103,910	245,070	3,336,385
ラグビー場	155,380	41,070	29,560	80,030	36,400	16,050	49,120	102,450	95,615	60,930	157,500	234,020	1,058,125
補助競技場	140,750	104,300	120,440	149,160	160,380	136,840	148,540	130,590	116,875	52,440	82,760	124,420	1,467,495
運動場	93,140	82,430	115,360	150,170	97,140	132,720	118,500	92,800	89,860	70,780	87,910	85,050	1,215,860
トレーニング室	0	0	0	0	12,740	6,570	51,180	46,090	37,785	10,310	8,420	38,480	211,575
会議室	46,400	37,720	51,840	62,920	118,600	85,480	217,880	231,040	190,920	76,200	121,640	197,400	1,438,040
付属設備(※)	142,350	152,500	71,290	226,180	388,310	323,310	726,680	336,050	299,510	124,310	186,840	275,500	3,252,830

令和4年度収入状況

(単位：円)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
合計	2,674,250	1,516,850	1,523,840	2,360,190	1,300,120	1,506,000	1,656,030	854,550	996,920	1,254,230	921,680	2,072,170	18,636,830
メインスタジアム	1,219,670	339,700	526,090	348,030	282,820	290,410	386,600	219,700	416,560	594,630	375,820	750,800	5,750,830
野球場	391,450	232,420	172,850	848,860	349,780	393,550	244,120	118,600	0	0	0	269,720	3,021,350
ラグビー場	134,720	100,880	36,270	63,470	49,820	61,030	57,670	95,620	98,920	87,900	89,990	278,850	1,155,140
補助競技場	119,650	135,310	100,820	101,660	149,450	97,980	127,770	101,330	89,640	107,910	100,700	106,630	1,338,850
運動場	92,630	91,580	96,640	147,650	78,870	95,870	106,480	87,960	83,420	103,150	101,230	136,390	1,221,870
トレーニング室	53,670	44,180	38,370	34,900	25,410	41,300	43,620	31,760	35,230	45,370	35,630	31,590	461,030
会議室	298,920	178,560	132,560	217,240	25,120	139,720	203,440	73,640	146,760	170,680	110,680	247,840	1,945,160
付属設備(※)	363,540	394,220	420,240	598,380	338,850	386,140	486,330	125,940	126,390	144,590	107,630	250,350	3,742,600

令和5年度収入状況

(単位：円)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
合計	1,971,520	1,482,700	1,347,550	2,107,760	1,642,060	1,898,310	1,513,750	1,164,490	1,614,990	1,518,390	1,171,150	2,165,310	19,597,980
メインスタジアム	727,890	463,130	325,720	355,170	441,520	319,930	351,770	252,560	639,710	609,720	403,960	914,950	5,806,030
野球場	402,300	204,280	196,600	756,380	346,100	505,250	245,830	239,230	185,295	154,540	183,380	222,980	3,642,165
ラグビー場	102,270	78,850	43,810	81,060	70,580	32,120	47,100	113,770	100,955	112,750	79,690	115,430	978,385
補助競技場	112,620	124,980	104,600	123,140	82,630	104,660	116,880	110,520	95,595	106,110	86,930	107,710	1,276,375
運動場	98,990	80,780	85,050	127,630	95,720	127,930	112,730	89,750	112,820	126,720	108,920	161,230	1,328,270
トレーニング室	46,000	48,540	52,460	41,300	41,750	49,270	44,590	40,740	38,065	53,150	42,510	59,390	557,765
会議室	177,440	121,720	168,400	165,920	153,920	210,160	148,680	123,560	202,960	165,480	134,880	288,120	2,061,240
付属設備(※)	304,010	360,420	370,910	457,160	409,840	548,990	446,170	194,360	239,590	189,920	130,880	295,500	3,947,750

令和6年度収入状況

(単位：円)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
合計	2,213,610	1,572,420	1,486,390	1,820,910	1,750,040	1,755,680	1,151,690	1,002,110	1,241,060	1,555,150	1,537,060	1,638,920	18,725,040
メインスタジアム	696,500	447,180	398,520	270,180	393,560	316,880	321,960	250,080	442,960	622,080	613,050	598,960	5,371,910
野球場	566,470	254,070	186,240	702,460	365,690	486,700	206,950	198,910	165,360	169,530	151,420	258,380	3,712,180
ラグビー場	84,420	92,590	46,560	84,720	46,240	26,770	66,500	90,640	90,050	132,590	121,640	121,850	1,004,570
補助競技場	108,000	104,540	94,090	98,760	96,400	109,730	101,800	91,170	93,880	116,790	93,920	133,940	1,243,020
運動場	127,570	107,490	91,240	132,650	83,970	105,580	89,240	98,420	112,640	134,600	133,970	121,980	1,339,350
トレーニング室	55,360	58,320	67,340	62,140	60,240	71,120	76,060	58,350	56,270	58,980	55,400	69,420	749,000
会議室	206,840	168,040	212,600	157,440	134,960	164,400	67,120	85,040	119,120	174,560	196,800	188,600	1,875,520
付属設備(※)	368,450	340,190	389,800	312,560	568,980	474,500	222,060	129,500	160,780	146,020	170,860	145,790	3,429,490

※「付属設備」は、拡声装置、シャワー、冷暖房、電気設備の料金収入を示す

令和3年度広島県総合グラウンド修繕等実施一覧表

NO.	内容/箇所	実施月	金額
1	トラップ U管 32	202105	2,750
2	ピストンバルブ	202105	12,320
3	広島県総合グラウンド 野球場冷却塔ボールタップ交換作業	202105	19,800
4	広島県総合グラウンド 野球場照明器具取替修繕	202105	130,460
5	広島県総合グラウンド メインスタンド審判控室Pタイル張替作業	202105	198,825
6	ピストンバルブ	202106	15,125
7	サブグラウンド入口柵用 木材及び塗料等	202106	22,000
8	広島県総合グラウンド野球場 漏水修理作業	202106	199,100
9	広島県総合グラウンド 野球場スタンド土間目地シーリング内替作業	202106	184,250
10	小便器トラップ	202106	45,815
11	小便器目皿	202106	5,082
12	6/16シャッター修理代	202106	32,670
13	広島県総合グラウンドラグビー場スタンド 漏水補修作業	202107	141,405
14	TOTO 小便器フラッシュバルブ TH15326	202107	1,540
15	メインスタンド2階 男女トイレ換気扇金網	202107	2,200
16	TOTO 小便器フラッシュバルブ蓋	202107	660
17	広島県総合グラウンド野球場 シャワー室漏水修理作業	202107	215,600
18	補助競技場遊具ベンチ 補修木材・塗装	202107	11,000
19	広島県総合グラウンド 誘導灯回路切替作業	202108	46,200
20	広島県総合グラウンド 消防設備修繕	202108	145,805
21	野球場天井 ボード補修	202108	2,420
22	運動場ゲート 戸車8個	202108	17,600
23	野球場バックネット裏座席補修用アクリル板及び接着剤	202108	24,200
24	広島県総合グラウンド野球場 外野スタンド側女子トイレ改修工事	202108	697,510
25	広島県総合グラウンド野球場 外野スタンド側男子トイレ改修工事	202108	427,130
26	水道栓量水器蓋 蝶番取付	202108	2,750
27	メインスタジアム 一輪車タイヤ	202109	1,650
28	水道栓 量水器蓋 取っ手	202109	2,200
29	野球場 レフト側トイレ屋根 通気カバーおよびコーキング材	202109	7,150
30	メインスタジアムトレーニング室 コンセントカバー	202109	2,200
31	TOTO 小便器ピストンバルブ THY311	202109	10,560
32	TOTO 小便器交換用目皿	202109	57,200
33	TOTO 男子トイレピストンバルブTEA98X用	202109	9,900
34	野球場会議室 アクリル板とマグネット	202109	550
35	電光掲示盤障害修繕対応	202109	286,000
36	10/5ハチの巣駆除	202110	55,000
37	野球場外野トイレ モルタル処理水用機材一式	202110	9,350
38	トイレ洗面台水石鹸容器用弁座パッキン	202110	2,640
39	トイレ洗面台水石鹸容器用ばね	202110	2,640
40	野球場外野トイレ 雨漏りコーキングテープ	202110	6,600

41	メインスタジアム通路止水用バックアップ材	202110	3,520
42	野球場外野トイレ 排水用目皿	202110	1,320
43	トイレ洗面台水石鹸容器用パッキン	202110	1,320
44	メインスタジアム・ラグビー場 フェンス塗装用具一式	202110	23,100
45	陸上競技場メインスタンド観客席 高圧洗浄作業	202111	68,310
46	陸上競技備品のピストルケーブル修理	202112	20,780
47	運動場表層整備	202201	550,000
48	事務所照明器具取替修繕	202201	78,650
49	2/28野球場空調機修理分	202202	22,000
50	陸上備品修繕	202203	84,260
51	陸上備品保守点検後修理	202203	55,000
52	現場管理費三栄産業	202203	5,500
53	諸経費三栄産業	202203	3,300
54	メインスタジアム塗装 作業手袋	202203	1,320
55	メインスタジアム座席塗装 塗料（オレンジ 15kg）	202203	33,000
56	メインスタジアム座席固定用 補修用部品及び工具	202203	1,100
57	メインスタジアム塗装 砥石	202203	660
58	メインスタジアム座席塗装 接着剤	202203	1,650
59	メインスタジアム座席塗装 ペイント薄め液	202203	9,075
60	漏水トラック止水処理（女子トイレ）三栄産業	202203	88,000
61	メインスタジアム座席塗装 塗料（オレンジ 4kg）	202203	25,300
62	ハートル全体修理	202203	54,450
63	野球場倉庫電源出し工事	202203	129,800
合計			4,319,272

令和4年度広島県総合グランド修繕等実施一覧表

NO.	内容/箇所	実施月	金額
1	ラインカー修理	202204	60,500
2	メインスタジアム防水作業用 グリーンフォーム	202204	825
3	国旗掲揚台ポール修理 ワイヤークッター等	202204	8,580
4	メインスタジアムスロープ防水作業用 砥石	202204	495
5	メインスタジアム防水作業 変形シリコン	202204	9,680
6	バックスタンド照明灯4か所防水補修工事	202205	94,050
7	ハードル修繕費	202205	54,450
8	ハードル修繕費	202205	44,000
9	広島県総合グランドメインスタジアム 会議室1照明器具取替修繕	202206	76,505
10	広島県総合グランドメインスタジアム 会議室2照明器具取替修繕	202206	68,310
11	バックスタンド照明灯4か所防水補修工事	202206	94,050
12	照明塔補修用 セメント・樹脂モルタル	202206	29,700
13	小便器 水洗センサー	202206	68,200
14	バックスタンド照明灯4か所防水補修工事	202207	94,050
15	陸上競技場扉補修作業	202207	40,700
16	現場管理費	202207	8,800
17	諸経費	202207	4,950
18	広島県総合グランドメインスタジアム 会議室1照明器具取替修繕	202207	76,505
19	広島県総合グランドメインスタジアム 会議室2照明器具取替修繕	202207	68,310
20	広島県総合グランド屋外トイレ舗装補修工事	202207	528,000
21	フォークリフト部品交換	202207	99,000
22	バックスタンド照明灯4か所防水補修工事	202208	94,050
23	防水用コーキング材（メインスタンドコーキング作業用）	202208	8,250
24	防水用コーキング材（バックスタンドコーキング作業用）	202208	2,750
25	トンボ・ホーキ修理用備品	202209	3,300
26	メインスタジアム バックスタンドシャッター 交換電池	202209	8,800
27	メインスタジアム コーキング作業 材料費追加	202209	8,250
28	障害走水濠用 バルブハンドル修理備品	202210	550
29	補助競技場 入口柵制作 備品一式	202210	22,000
30	メインスタジアム メインスタンド コーキング作業用 砥石	202210	16,500
31	メインスタジアムメインスタンド 階段タイルカーペット補修	202210	1,650
32	メインスタジアム1階 中央男子トイレ 小便器 自動フラッシュ	202211	68,200
33	メインスタジアム メインスタンドコーキング作業 消耗品	202211	6,050
34	ドラム修理	202211	23,100
35	消火栓フード弁取替作業①	202212	71,500
36	メインスタジアム メインスタンド コーキング作業用 シリ	202212	13,200
37	ハードル修理代	202212	131,340
38	メインスタジアムロビー照明器具取替修繕①	202301	99,000
39	メインスタジアム メインスタンド コーキング作業用モルタル	202301	24,200
40	現場管理費	202301	8,800
41	諸経費	202301	4,950
42	消火栓フード弁取替作業2	202301	66,000

43	陸上競技場扉補修作業	202301	40,700
44	固定版取付作業	202301	4,290
45	角度調節軸ネジ取付×2	202301	1,100
46	電光掲示盤修繕費用	202301	1,408,000
47	メインスタジアムバックスタンド トレーニング室照明器具取替修	202302	99,000
48	メインスタジアムロビー照明器具取替修繕②	202302	99,000
49	広島県総合グラウンド ラグビー場Pタイル補修作業	202303	27,500
50	メインスタジアムロビー照明器具取替修繕③	202303	95,700
51	サッカーゴール塗装用 備品	202303	17,600
52	レフト屋外トイレ洗面台手洗い器破損 取付道具	202303	6,600
53	メインスタジアムバックスタンド トレーニング室照明器具取替修	202303	99,000
合計			4,110,590

令和5年度広島県総合グランド修繕等実施一覧表

NO.	内容/箇所	実施月	金額
1	枯木伐採	202304	132,000
2	諸経費	202304	4,950
3	メインスタジアムバックスタンド トレーニング室照明器具取替修	202304	99,000
4	保守点検後修理分	202304	160,820
5	メインスタンド コーキング作業用補修ペースト・モルタル	202304	3,850
6	陸上競技場扉補修作業	202304	40,700
7	現場管理費	202304	8,800
8	UPSバッテリー交換費	202304	99,000
9	メインスタジアム ラグビーゴールポスト修理備品	202305	12,100
10	野球場バックネット裏 階段タイル	202305	3,300
11	野球場バックネット裏 ベンチ破損補修部品	202305	15,400
12	グレーチング板 溝幅250mm T20	202305	16,500
13	グレーチング 溝幅350mm T2	202305	17,600
14	メインスタジアム メインスタンド コーキング作業用 補修ペー	202305	7,700
15	メインスタンド コーキング作業用補修ペースト・モルタル	202306	11,550
16	フォークリフト点検分	202307	90,200
17	メインスタジアムメインスタンド 南階段腰壁補修用 接着剤	202307	1,650
18	メインスタジアムバックスタンド 階段タイル補修用セメント等	202307	4,950
19	メインスタジアムメインスタンド コーキング作業用補修ペースト	202307	14,300
20	野球場三塁側スタンド等塗装補修用 塗料および道具	202307	3,300
21	現場管理費	202308	3,300
22	メインスタジアムコンクリート部補修用コンクリート	202308	3,300
23	バックスタンド発電機の修繕の為のエア抜き道具	202308	33,000
24	取替作業費	202308	23,100
25	広島県総合グランドメインスタジアム 交流プラザ照明器具取替修	202308	79,200
26	広島県総合グランドメインスタジアム電光掲示板操作室照明器具	202308	74,800
27	広島県総合グランドメインスタジアム 会議室4照明器具取替修繕①	202308	87,010
28	40W2灯用 LED器具（埋込型：昼白色）	202308	59,400
29	雑材消耗品費	202308	2,200
30	野球場ガス給湯器基板交換作業	202309	34,980
31	広島県総合グランドメインスタジアム 電光掲示板操作室照明器具	202309	55,000
32	広島県総合グランドメインスタジアム 会議室4照明器具取替修繕	202309	66,000
33	野球場 ベンチ修繕用備品	202309	2,200
34	広島県総合グランドメインスタジアム 交流プラザ照明器具取替修	202309	66,000
35	メインスタジアム コンクリート補修用塗料および補強材	202310	13,200
36	広島県総合グランド 消防設備修繕業務	202310	38,280
37	シャワー系統加圧給水ポンプ用No.2インバータ取替作業	202310	413,600
38	電工賃、作業代	202311	44,000
39	メインピストル修理	202311	6,160
40	メインピストル修理	202311	23,100
41	電話交換機修繕及び応急処置対応	202311	73,700

42	メインスタジアムスタンドコンクリート部分破損修繕用具・備品代	202312	5,500
43	メインスタジアム砲丸投げサークル養生シート破損修繕部品代	202312	4,400
44	メインスタジアム円盤投げサークル板変形修理用具一式	202401	3,300
45	メインスタジアムスタンドコンクリート補修用具・備品	202401	15,400
46	ラグビー場会議室照明器具取替修繕	202401	195,140
47	メインスタジアム1階廊下LED器具交換作業	202402	278,850
48	券売機インボイス対応費用	202402	110,000
49	冷温水発生器水素ガス除去作業	202403	58,080
50	ラグビー場空調機修繕	202403	99,000
51	メインスタジアムスタンドコンクリート部分修繕	202403	8,250
52	国旗掲揚ポール修理	202403	2,420
53	陸上備品保守点検後修理分	202403	80,960
54	陸上備品保守点検後修理分	202403	81,428
55	陸上備品保守点検後修理分	202403	31,900
56	洗面所用水石けん入れ パッキン	202403	4,950
57	洗面所用水石けん入れ ばね	202403	1,650
58	洗面所用水石けん入れ バルブ	202403	15,400
59	洗面所用水石けん入れ 容器部分	202403	24,200
60	洗面所用 縦型水石けん入れ	202403	22,000
61	洗面所用水石けん入れ ばね受け	202403	3,300
合計			2,995,328

令和6年度広島県総合グランド修繕等実施一覧表

NO.	内容/箇所	実施月	金額
1	メインスタジアム事務室照明器具取替修繕	202404	87,120
2	ラグビー場観客席防水工事	202404	181,500
3	メインスタジアムメインスタンド コンクリート部分破損修繕用具	202405	19,800
4	人工芝保管用簀の子作成用具・備品代	202406	1,100
5	メインスタジアム審判控室1 照明器具取替修繕	202406	87,120
6	メインスタジアム 北側トイレ 汚水槽マンホールふた破損修繕用	202406	5,500
7	野球場 バックネット裏ベンチ破損修繕用具・備品代	202406	4,400
8	メインスタジアム スタンドコンクリート部分破損修繕用具・備品	202406	19,800
9	既存石積み補修業務	202406	55,000
10	メインスタジアム 更衣室2 ストレッチ用テーブル脚破損修繕用	202406	4,400
11	事務所照明 東芝ライテック LEKT212084N-LS9	202407	13,200
12	メインスタジアム バックスタンド コンクリート部補修	202407	6,600
13	広島県総合グランド 野球場外野男女トイレ 手洗い器水石けん入	202407	14,850
14	レフト外野女子トイレ 洗面台配水管腐食交換修繕	202407	11,000
15	消防設備点検指摘事項修繕	202408	36,300
16	補助競技場 立看板修繕用備品	202408	5,500
17	ラットプルダウン用フックカバー×2	202409	1,166
18	交換作業費	202409	46,200
19	サイベックスワイヤー長ブラボー用×2	202409	50,160
20	サイベックスワイヤー短ブラボー用×2	202409	31,240
21	ファナシス用レッグプレス&カーフレイズワイヤーA	202409	8,580
22	メインスタジアムコンクリート補修部品（塗料等）	202409	16,500
23	野球場 フェンスラバー補修	202409	5,500
24	BIZM 冷水器修繕 667510:修繕費 -サービス	202410	50,270
25	野球場ガス給湯器基板交換作業	202410	37,323
26	スターティングブロック修理分	202411	1,566
27	運動場及び園内南門 照明灯支柱塗装 用具・備品代	202411	13,200
28	メインスタジアム スタンドコンクリート部分破損修繕用具・備品	202411	4,400
29	メインスタジアム選手控室1 照明器具取替修繕	202412	196,900
30	無停電装置修繕交換	202502	74,195
31	メインスタジアムスタンドコンクリート部分破損修繕用具・備品代	202502	3,300
32	広島県総合グランド 野球場屋外トイレガラス修繕	202502	38,500
33	投てき用囲いロープ分	202503	139,359
34	保守点検後修理分	202503	211,420
35	広島県総合グランド 野球場及びラグビー場男子小便器詰まり修繕	202503	27,500
36	広島県総合グランド メインスタジアム選手控室2 照明器具取替	202503	196,900
37	野球場会議室テーブル修繕用具	202503	3,300
38	メインスタンドコンクリート部分破損 修繕用具	202503	2,200
39	広島県総合グランド メインスタジアム審判控室2 照明器具取替	202503	99,550
合計			1,812,419

様式第 1 号

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

令和 年 月 日

広 島 県 知 事 様

郵便番号

主たる事務所

の所在地

申請者 名 称

代表者氏名

電話番号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条の規定により、次のとおり広島県総合グラウンドの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為その他これに準ずる書類
- 3 法人にあっては、登記簿謄本
- 4 申請書を提出する日の属する前事業年度の事業報告書及び前事業年度から 3 箇年の計算書類等、経営の状況を明らかにする書類
- 5 申請書を提出する日の属する事業年度の申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- 6 その他知事が必要と認める書類

- 注 1 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の名称を記載すること。
- 2 不用の文字は、消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第2号

広島県総合グランド
事業計画書

名 称			
代 表 者 氏 名			
主たる事務所の所在地			
広島県内の事務所の所在地			
担 当 部 署 名		担 当 者 名	
電 話 番 号		F A X 番 号	
Eメールアドレス			

注) 1 共同企業体の形態をとる場合においては、構成員全員について、記入してください。

2 「広島県内の事務所の所在地」欄は、主たる事務所が広島県外の場合のみ記入してください。

1 基本方針

公の施設として、SDGsの視点や社会情勢の動向、県の施策等の趣旨を踏まえ、管理運営に関する基本方針を記入してください。（スポーツ振興、健康・体力の増進に向けたビジョンやルール、マナー向上など教育の場としての活用の観点等も記入）（様式は任意）

2 実施計画

指定予定期間内の年度ごとの業務の実施計画を記入してください。（様式は任意）

3 その他の内容

次の項目に沿って記入してください。

1 利用者サービスの向上・確保

記 載 項 目	記 入 欄
ア 開場日、利用時間等 開場日、利用時間の考え方や理由を記入してください。（利用者のニーズに対する対応方針も記入）	
イ 施設及び附属設備の利用に係る円滑な管理運営について 施設及び附属設備の利用に係る円滑な管理運営については、「2 実施計画」に基づき審査します。	
ウ 利用者等からの要望等への対応 利用者や県民からの要望の把握及び業務への反映方法について記入してください。 また、トラブル防止等の対処方法について記入してください。	
エ 利用者の安全対策について 利用者の安全確保対策について記入してください。（日常的な危機管理、緊急時の対応等） 特に、緊急時（災害、事故発生）の職員の連絡体制の確立、迅速な被害状況の把握について記入してください。	
オ 個人情報等について 情報管理に関する貴団体の取組について、記入してください。（個人情報の保護、情報公開等）	

2 利用促進、新たなイベント提案

記 載 項 目	記 入 欄
ア 利用状況等の目標設定について 稼働率の向上に向けて、利用促進策、利用者増に関する目標及び目標値について記入してください。（目標値を設定した具体的な根拠も含む）	
イ 利用促進等の具体的な取組について 稼働率の向上に向けて、利用促進策、利用者増のための取組みについて記入してください。（取組の内容、実施時期・頻度、期待する効果等）	
ウ 広報活動等について 稼働率の向上に向けて、利用促進策、利用者増のための広報活動等について記入してください。（パンフレット、料金表、ホームページ作成の有無、SNS等の活用、実施時期・更新頻度等）	
エ 施設の効用発揮のための提案について 広島県総合グラウンドを活用して自主的に実施しようとする事業（自主事業）のうち、スポーツ教室及びイベントについて記入してください。（注意事項2を参照）	
オ 県施策への協力等に係る考え方について 広島県民の健康、スポーツ等に関する特性を考慮した事業の実施、広島県のビジョン、第3期広島県スポーツ推進計画等、県の施策への協力に係る考え方を記入してください。	
カ 平等利用について 特定の者等に有利にならない等、平等利用に関する考え方を記入してください。	
キ 利用料金等について 利用料金の承認申請額及び申請額設定の考え方や理由を様式第2号の1に記入してください。	

3 維持管理水準の妥当性

記 載 項 目	記 入 欄
ア 設備・機器等の保守点検等について 電気・機械設備等の保守点検に関する基本方針を記入してください。 別紙1附表「広島県総合グランド保守点検仕様書」の業務基準以外に実施する業務があれば、実施内容、実施時期、期待する効果等について記入してください。	
イ 警備・清掃等について 清掃、樹木剪定、警備、芝生管理、物品管理等に関する基本方針を記入してください。 別紙1附表「広島県総合グランド保守点検仕様書」の業務基準以外に実施する業務があれば、実施内容、実施時期、期待する効果等について記入してください。	
ウ 施設の修繕や設備交換に関する取組について 施設の修繕や設備交換に関する基本方針を記入してください。	

4 申請者の経営状況・信頼性

記 載 項 目	記 入 欄
ア 責任体制の確保について 総括責任者及びその他の役職者の配置人数や配置方針について記入してください。	
イ 職員の執行体制（安全管理・労災）、配置数について 執行体制や職員数などについて、次の内容について記入してください。 ・ 組織図 ・ 職員数及び配置状況（常勤職員、非常勤職員の人数を明記） ・ 職務の遂行上必要な有資格者（県が配置を義務付けている資格を除く。）の配置状況 ※ 職務の遂行上必要な分野の例：経理、労務管理、苦情処理、安全管理 ・ 職務分担及び職務内容 ・ 予定職員の業務経験年数 ・ ローテーション（1か月分） ・ 就業条件（勤務時間、給与、休日設定等） ・ 安全管理、労災（注意事項3を参照）	

ウ 有資格者、経験者の配置状況について 体育施設の管理運営やスポーツ指導に有効な有資格者や経験者の配置状況について記入してください。 また、それらの資格や経験をどのように活用する予定かを記入してください。	
エ 業務や安全管理等に対する職員研修等について 職務の遂行上必要な研修計画等人材育成の方針を記入してください。 ※ 職務の遂行上必要な分野の例：経理、労務管理、苦情処理、安全管理	
オ 再委託について 再委託を行う場合は、委託予定先の名称、委託予定先の同等業務の受託実績、選定理由を記入してください。	
カ 不測の事態への対応について 不測の事態が発生した場合の担保方法について、記入してください。（県を被保険者とする履行保険の加入など）	
キ 財務状況等について 申請者全体の人員、資産、財務状況について、添付資料に基づき審査します。 様式第2号の2「労働条件調査表」を添付してください。	
ク 障害者の雇用促進等に関する法律について 障害者の雇用の促進等に関する法定雇用率の達成状況を記入してください。	

5 申請者の取組姿勢

記 載 項 目	記 入 欄
ア 施設の目的等を踏まえた提案について 貴団体が応募するに当たってアピールしたい魅力的な提案について記入してください。 （注意事項2を参照。後述の「経費の効率化に関する方策」を除く）	
イ 地域や関係団体等との連携体制について 地域や関係団体との連携体制に関する考え方について記入してください。	

6 申請提案額

記 載 項 目	記 入 欄
様式第2号の3により、指定期間内の年度ごとの収支計画を記入してください。 (注意事項4を参照)	

7 申請提案額の実現性

記 載 項 目	記 入 欄
経費の効率化に関する方策について記入してください。 (注意事項2を参照)	
収益増への取り組み内容を記入してください。	

【注意事項】

- 各記入欄には、事業計画の内容が把握できるよう、できるだけ数値、表等を用いて分かりやすく具体的に記述するとともに、必要に応じて、別紙を添付してください。
- 記載内容については、実現可能性の観点からの評価も行いますので、実施方法やその財源を記入してください。また、自主事業や魅力的な提案に関しては、計画が実施できなかった場合の代替事業等の有無も併せて記入してください。

【例】自主事業として、各種教室を週3回開催予定の場合

 - ・ どのような手法、ネットワークを活用し、参加者を募るのか。
 - ・ 施設の利用予定時間は。
 - ・ どの程度の収支計画を見込んでいるのか。その財源はどうするのか。
 - ・ 参加者の応募が少ない等の理由で実施できなかった場合には、代替事業等（翌年度に回数を増やす等も含む）を行うのか。
- 「申請者の経営状況・信頼性」欄においては、別紙1「広島県総合グランド指定管理者業務の仕様書」及び別紙1附表「広島県総合グランド保守点検仕様書」の次の各項に掲げる職員の配置について、各項に記載している配置人数より少ない人数の配置とする場合は、その配置人数と、各項に記載している配置人数による場合と同等以上の業務執行が可能であるとする理由を具体的に記入してください。
- 「申請提案額」欄については、管理費用基準額を超える場合、又は収支計画書等から判断し、著しく実現性を欠くと認められる場合は、失格とします。
- 記入欄の大きさは、適宜変更し記入してください。

利用料金の設定額とその考え方

(1) メインスタジアム

区分				利用料金の範囲		承認申請料金
専用利用 の場合	アマチュア スポーツに 利用する場 合	入場料有料の場合	小学校児童、中学校 及び高等学校生徒が 利用する場合	1時間につき	13,300円以内	
				半日につき	39,800円以内	
				1日につき	59,700円以内	
			上記以外の者が利用 する場合	1時間につき	26,600円以内	
		半日につき		79,600円以内		
		1日につき		119,400円以内		
		入場料無料の場合	小学校児童、中学校 及び高等学校生徒が 利用する場合	1時間につき	3,750円以内	
				半日につき	11,020円以内	
	1日につき			16,500円以内		
	上記以外の者が利用 する場合		1時間につき	5,000円以内		
		半日につき	14,700円以内			
		1日につき	22,000円以内			
	アマチュア スポーツ以 外に利用す る場合	入場料有料の場合		1時間につき	48,400円以内	
				半日につき	145,000円以内	
			1日につき	217,400円以内		
入場料無料の場合			1時間につき	10,700円以内		
			半日につき	31,900円以内		
			1日につき	47,900円以内		
個人使用 の場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒が利用する場合			2時間につき	90円以内	
	上記以外の者が利用する場合			2時間につき	120円以内	

備考1 「半日」とは、継続して3時間を超え5時間以内利用する場合をいい、「1日」とは、継続して5時間を超え8時間以内利用する場合をいう。

備考2 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日において利用する場合（アマチュアスポーツに利用する場合で入場料無料のときを除く。）の利用料金の範囲は、この表に定める利用料金の範囲に5分の6を乗じて得た額の範囲とする。この場合、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

備考3 アマチュアスポーツ以外に利用し、かつ入場料有料の場合において、1回の入場人員が5,000人を超えるときは、その超える人員500人までごとに4,300円を加算する。

(2) 野球場

区分				利用料金の範囲		承認申請料金
専用利用	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料有料の場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒が利用する場合	1時間につき	16,400円以内	
				半日につき	49,200円以内	
				1日につき	73,800円以内	
		上記以外の者が利用する場合	1時間につき	32,800円以内		
			半日につき	98,400円以内		
			1日につき	147,600円以内		
	入場料無料の場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒が利用する場合	1時間につき	3,150円以内		
			半日につき	9,220円以内		
			1日につき	13,720円以内		
		上記以外の者が利用する場合	1時間につき	4,200円以内		
			半日につき	12,300円以内		
			1日につき	18,300円以内		
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料有料の場合		1時間につき	60,100円以内		
			半日につき	180,100円以内		
			1日につき	270,100円以内		
	入場料無料の場合		1時間につき	9,100円以内		
			半日につき	26,900円以内		
			1日につき	40,300円以内		

(3) ラグビー場

区分				利用料金の範囲		承認申請料金
専用利用	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料有料の場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒が利用する場合	1時間につき	10,050円以内	
				半日につき	30,000円以内	
				1日につき	44,950円以内	
		入場料無料の場合	上記以外の者が利用する場合	1時間につき	20,100円以内	
				半日につき	60,000円以内	
				1日につき	89,900円以内	
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料有料の場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒が利用する場合	1時間につき	2,920円以内	
				半日につき	8,620円以内	
				1日につき	12,820円以内	
		入場料無料の場合	上記以外の者が利用する場合	1時間につき	3,900円以内	
				半日につき	11,500円以内	
				1日につき	17,100円以内	

備考 メインスタジアムの備考1から3は、この表に準用する。

(4) 補助競技場

区分				利用料金の範囲	承認申請料金
専用利用の場合	アマチュアスポーツ に利用する場合	小学校児童、中学校 及び高等学校生徒が 利用する場合	1時間につき	2,100円以内	
			半日につき	6,070円以内	
			1日につき	9,070円以内	
		上記以外の者が利用 する場合	1時間につき	2,800円以内	
			半日につき	8,100円以内	
			1日につき	12,100円以内	
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1時間につき	6,600円以内		
		半日につき	19,400円以内		
		1日につき	29,000円以内		
個人利用の場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒が利用する場合	2時間につき	60円以内		
	上記以外の者が利用する場合	2時間につき	90円以内		

備考 メインスタジアムの備考1は、この表に準用する。

(5) 運動場

区分				利用料金の範囲	承認申請料金
専用利用の場合	アマチュアスポーツ に利用する場合	小学校児童、中学校 及び高等学校生徒が 利用する場合	1時間につき	1,500円以内	
			半日につき	4,120円以内	
			1日につき	6,220円以内	
		上記以外の者が利用 する場合	1時間につき	2,000円以内	
			半日につき	5,500円以内	
			1日につき	8,300円以内	
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1時間につき	4,500円以内		
		半日につき	13,100円以内		
		1日につき	19,700円以内		
個人利用の場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒が利用する場合	2時間につき	60円以内		
	上記以外の者が利用する場合	2時間につき	90円以内		

備考 メインスタジアムの備考1は、この表に準用する。

(6) トレーニング室

区分			利用料金の範囲	承認申請料金
専用利用の場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒が利用する場合	1 時間につき	530円以内	
		半日につき	1,500円以内	
		1 日につき	2,170円以内	
	上記以外の者が利用する場合	1 時間につき	710円以内	
		半日につき	2,000円以内	
		1 日につき	2,900円以内	
個人利用の場合	小学校児童、中学校及び高等学校生徒が利用する場合	2 時間につき	60円以内	
	上記以外の者が利用する場合	2 時間につき	90円以内	

備考 メインスタジアムの備考 1 は、この表に準用する。

(7) 会議室

区分			利用料金の範囲	承認申請料金
会議室	メインスタジアム	大	1 時間につき	1,200円以内
		小	1 時間につき	850円以内
	野球場		1 時間につき	420円以内
	ラグビー場		1 時間につき	710円以内

(8) 附属設備

区分		利用料金の範囲	承認申請料金
電光掲示板	固定式	1 時間につき	4,500円以内
		半日につき	13,300円以内
		1 日につき	20,000円以内
	移動式	1 式 1 日につき	3,700円以内
スコアボード	1 時間につき	2,200円以内	
	半日につき	6,300円以内	
	1 日につき	10,300円以内	
陸上競技用具 (※)		9,500円以内で知事が定める範囲	(※)
光波距離計		1 式 1 日につき	2,100円以内
録画判定装置		1 式 1 日につき	1,800円以内
写真判定装置		1 式 1 日につき	6,200円以内
トラック競技速報表示器		1 式 1 日につき	5,400円以内
円盤・ハンマー兼用サークル		1 式 1 日につき	2,800円以内
拡声装置		1 式につき 1 時間 までごとに	980円以内
ストーブ		1 個につき 1 時間 までごとに	420円以内
冷暖房設備	メインスタジアム	1 室につき 1 時間 までごとに	850円以内
	野球場	1 室につき 1 時間 までごとに	850円以内
	ラグビー場	1 室につき 1 時間 までごとに	850円以内
シャワー	水の場合	1 室につき 1 時間 までごとに	850円以内
	湯の場合	1 室につき 1 時間 までごとに	3,200円以内
広告設備 (野球場に限る。)	内野席前部	1 平方メートルに つき 1 年	16,500円以内
	外野席前部	1 平方メートルに つき 1 年	18,300円以内
電気設備		1 キロワットにつ き使用時間 1 時間 までごとに	280円以内で知事が定め る額

（※）陸上競技用具	品名	単位／日	9,500円以内で知事が定める範囲	承認申請料金
	陸上競技用具一式	一式	9,500円以内	
	足拭きマット	1枚	50円以内	
	椅子	1脚	50円以内	
	運搬車	1台	250円以内	
	演台	1組	270円以内	
	円盤	1個	80円以内	
	温湿度計	1個	80円以内	
	携帯用無線	1組	140円以内	
	決勝柱	1組	60円以内	
	黒板	1台	150円以内	
	スターター台	1組	210円以内	
	スターティングブロック	1個	60円以内	
	ストップウォッチ	1個	120円以内	
	脱衣かご	1個	50円以内	
	跳躍用バー	1本	80円以内	
	机	1脚	60円以内	
	手旗（赤・白）	1組	50円以内	
	テント	1張	280円以内	
	投てき用具置台	1台	180円以内	
	バー上げ器	1本	60円以内	
	ハードル	1台	120円以内	
	ハードル（3,000m障害）	1台	250円以内	
	ハードル運搬車	1台	250円以内	
	走高跳用支柱	1組	190円以内	
	走高跳用マット	1組	530円以内	
	バトン	1本	50円以内	
	ハンマー	1個	140円以内	
	ビーチパラソル	1本	250円以内	
	ピストル	1丁	80円以内	
	ビニール製巻尺	1個	60円以内	
	標識	1組	100円以内	
	表示器	1個	50円以内	
	表示器（車輪付）	1台	280円以内	
	表彰台	1組	180円以内	
	フィールド用ビニールテープ	1組	420円以内	
	風向風速計	1個	500円以内	
	踏切板（ファール判定ゴム板込）	1個	150円以内	
	ベッグ（丸型バネ付）	1個	50円以内	
	砲丸	1個	60円以内	
	棒高跳用支柱	1組	390円以内	
	棒高跳用マット	1組	910円以内	
	ボール	1本	140円以内	
	マラソン・投てき距離標識	1式	910円以内	
	メガホン	1個	50円以内	
	メガホン（電気）	1個	180円以内	
	やり	1本	120円以内	

○ 上記表中の「承認申請料金」欄に記入してください。

○ 利用料金の設定に係る考え方や理由を次の空欄に記入してください。

労働条件調査表

施設名	広島県総合グランド		
申請者			
職員数	正規:()名 パート:()名		

評価項目	評価の視点	状況記載欄	確認書類
労働時間管理	○時間管理や残業時間の集計方法		
給与計算・支払状況	○賃金控除の労使協定の有無 ○最低賃金を上回るものになっているか。 ○支払遅延の有無		
各種保険の手続き	○労働保険、社会保険への加入状況 ○労働保険、社会保険加入手続きの時期		
法定帳簿等の整備	○労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等の整備状況		

※確認書類の写しを添付してください。

収 支 計 画 書 (広島県総合グランド)

【収入の部】

(単位：千円)

区 分	R 8 収入計画	R 9 収入計画	R 10 収入計画	R 11 収入計画	R 12 収入計画	計
県委託料要求額	※	※	※	※	※	
利用料金収入見込み	※	※	※	※	※	
その他の収入見込み	※	※	※	※	※	
自動販売機・公衆電話収入						
スポーツ教室、イベント収入						
収入合計 (A)						

【支出の部】

(単位：千円)

区 分	R 8 支出計画	R 9 支出計画	R 10 支出計画	R 11 支出計画	R 12 支出計画	計	再委託 予定
人件費	※	※	※	※	※		
常勤職員							
非常勤職員							
手当・社会保険料等							
光熱水費	※	※	※	※	※		
電気							
ガス							
水道							
燃料							
設備等保守	※	※	※	※	※		
電気・機械設備							
電話交換機							
電光掲示盤							
競技用電子機器							
野球場スコアボード							
清掃・植栽・警備等	※	※	※	※	※		
清掃業務							
樹木剪定							
警備							
芝生等管理							
スポーツ振興業務	※	※	※	※	※		
スポーツ教室、イベント							
維持修繕費	※	※	※	※	※		
施設・設備修繕							
事務費	※	※	※	※	※		
機器等リース料							
印刷製本費							
消耗品費							
通信費							
損害賠償保険料							
その他	※	※	※	※	※		
消費税等							
支出合計 (B)							

収 支 (A) - (B)			
---------------	--	--	--

県委託料上限額	581,115	5 か年分
---------	---------	-------

(注) 次ページの注意事項を確認のうえ記入すること。

様式第2号の3

収支計画書の記入上の注意事項

【収入の部】

(単位：千円)

区 分	参考数値 (R6決算額)	注意事項
県委託料要求額	97,960 ※	5か年の合計額は、県委託料上限額（581,115千円）以内とすること。
利用料金収入見込み	18,725 ※	施設別の利用料金収入、別紙を参照
その他の収入見込み	8,452 ※	
自動販売機・公衆電話収入		
スポーツ教室、イベント収入		指定管理者が自主事業として実施するスポーツ教室等
収入合計（A）	125,137	(※) 各項目ごとに推計根拠を添付すること。

【支出の部】

区 分	再委託 予定	参考数値 (R6決算額)	注意事項
人件費		40,123 ※	
常勤職員			
非常勤職員			
手当・社会保険料等			
光熱水費		17,419 ※	
電気			
ガス			
水道			
燃料			
設備等保守		13,298 ※	
電気・機械設備			
電話交換機			
電光掲示盤			
競技用電子機器			
野球場スコアボード			
清掃・植栽・警備等		33,564 ※	
清掃業務			
樹木剪定			
警備			
芝生等管理			
スポーツ振興業務		4,414 ※	
スポーツ教室、イベント			
維持修繕費		1,812 ※	
施設・設備修繕			施設・設備の修繕実績額は、別紙を参照
事務費		4,589 ※	
機器等リース料			
印刷製本費			
消耗品費			
通信費			
損害賠償保険料			
その他		10,150 ※	
消費税等			
支出合計（B）		125,369	(※) 各項目ごとに推計根拠を添付すること。
収支（A）－（B）		▲ 232	

(注) 区分欄における各項目の選定、名称については、必要に応じ追加、削除、変更を可能とする。

様式第3号

共同企業体協定書（例）

（目的）

第1条 当共同企業体は、「広島県総合グランド（以下「総合グランド」という。）」の管理運営業務（以下「業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、.....共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 企業体は、事務所を.....に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 企業体は、令和 年 月 日に成立し、総合グランドを管理する指定期間の満了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 総合グランドの指定管理者となることができなかったときは、企業体は、前項の規定にかかわらず、解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地	
団 体 名	
所 在 地	
団 体 名	
所 在 地	
団 体 名	

（代表者の名称）

第6条 企業体は、.....を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 企業体の代表者は、当該施設の業務に関し、企業体を代表して、広島県と折衝する権限並びに自己の信義をもって管理経費の請求、受領する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該施設の業務内容について変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

団体名 %

団体名 %

団体名 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、当該施設の業務に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、管理業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、当該施設の業務に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、.....とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、単年度ごとに決算するものとする。

(利益金の配分の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(共同企業体結成後における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、広島県及び他の構成員の承認がなければ、企業体が当該施設を管理する期間が満了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち前項の規定により脱退した者がある場合において、残存構成員が当該施設を共同連帯して管理

するものとする。

- 3 第1項の規定により、構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の際欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、当該施設の業務において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び広島県の承認により、当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
 - 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(共同企業体結成後における構成員の破産又は解散に対する処置等)

- 第17条 構成員のうちいずれかが共同企業体結成後において破産し、又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

- 第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び県の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

- 第18条 当企業体が解散した後においても、当該施設の管理につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

- 第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書__通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するとともに1通を広島県に提出するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体の名称共同企業体

団 体 名

代 表 者 名印

団 体 名

代 表 者 名印

団 体 名

代 表 者 名印

様式第4号

申 立 書

令和 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
主たる事務所の所在地
申請者 名 称
代表者氏名
電話番号

広島県総合グラウンドの指定管理者の募集の申込書類について、広島県総合グラウンド指定管理者募集要項2の(2)に規定する者に該当しないことを申し立てます。

誓 約 書

私は下記の事項について誓約します。

記

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、県が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前 3 号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 調査協力について

広島県が必要があると認めるときはいつでも、業務の実施状況などの報告を行い、実地に調査することを承諾します。

3 社会保険等の加入について

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務を履行します。
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務を履行します。
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行します。

・上記 1、2 に違反した場合、既存の指定は取消となります。
・過失により上記 3 に違反した場合、ただちに是正してください。過失以外の場合又は是正しない場合、既存の指定は取消となります。

令和 年 月 日

広島県知事様

住 所
(ふりがな)
氏 名

法人、個人にあつては
事務所所在地、名称及
び代表者の氏名

様式第6号

質 問 票
(広 島 県 総 合 グ ラ ン ド)

令和 年 月 日

広 島 県 知 事 様

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

担当者氏名 _____

(電 話 : _____)

(E-mail : _____)

質 問 事 項	具 体 的 な 内 容

別添2 別記様式

電子データの保存等に関する申出書

令和 年 月 日

(住所)

(氏名又は法人名等)

今回の選定等の結果により、県から指定された場合の管理業務に関して、電子データの保存等については次のとおり取り扱う予定であることを申し出ます。

1 電子データの保存に使用する媒体等の名称	
2 電子データを記憶する記録媒体等の物理的な所在地	☐ 日本国内のみ ☐ 日本国外（全部又は一部） （国名： ）
3 クラウドサービス等のオンラインストレージの利用の有無	☐ 有 ☐ 無
4 委託等の有無 ※ 今回管理予定の業務に関して電子データの全部又は一部の取扱いを第三者に委託する予定がある場合は「有」としてください（二以上の段階にわたる委託をする場合及び子会社に委託をする場合を含みます。子会社は、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいいます。）。	☐ 有 ☐ 無

【注記事項】

- この申出の内容は、選定等の結果に影響しませんが、電子データの保存状況により、安全管理措置上の問題が生じる場合には、電子データの保存方法について変更を求める場合があります。
- 委託等を行う場合には、あらかじめ県の書面による承諾を得る必要があります。
- 選定等の結果に基づき協定の相手方となった場合、締結時に別途「電子データの保存等に関する届出書」により、オンラインストレージの利用先等の具体的な名称を届け出る必要があります。
- 管理業務に関して委託先等がある場合には、委託先等についても個別に届出書の提出が必要となります。